

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0001	1	総則	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			○ 東京においては、平成19年(2007年)6月に渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故や、20年(2008年)8月に発生した首都高速でのタンクローリー車の炎上事故など、大規模な事故災害が発生している。	○ 我が国においては、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災や、令和元年8月の大雨に伴う佐賀県における鉄工所からの油流出事故など、大規模な事故災害が発生しており、都においてもその予防、応急及び復旧対策を着実に実施していく必要がある。
0002	1	総則	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			○ また、平成17年(2005年)4月には兵庫県JR福知山線における脱線事故があり、救出救助に係る機関や地元自治体が多数出動し、大規模な事故災害現場では防災機関同士の調整が重要であるという教訓を残した。	(削る)
0003	1	総則	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			(新設)	○ また、東京においては、東京2020大会を間近に控えるとともに、東京マラソンをはじめとする大規模なイベントが各地で開催されており、日本のみならず海外からも多くの観光客が訪れていることから、公共交通機関の安全や大規模イベント等における事故防止の重要性は増している。
0004	1	総則	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			(新設)	○ 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 災害対策基本法の改正主旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
0005	1	総則	1	計画の方針	1	計画の目的及び前提	2	計画の前提			(新設)	○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所に感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。
0006	1	総則	1	計画の方針	2	計画の構成					(新設)	○ なお、平成30年8月に、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（以下「石災法」という。）に基づき、東京国際空港地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定された。これに伴い、東京国際空港地区における防災対策等は、一義的には石災法に基づき令和元年12月に策定された、石油コンビナート等防災計画に基づき対応することとなるが、同計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、都地域防災計画各編及び関係区市町村地域防災計画等の関連事項を準用し、必要な対策を実施するものとする。
0007	1	総則	1	計画の方針	2	計画の構成					(新設)	○ 都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。
0008	1	総則	1	計画の方針	2	計画の構成					(新設)	○ なお本計画は、いわゆるCBRNE災害又はこれが疑われる事案に対する対処を含む。この際、CBRNE災害はテロによるものだけでなく、平常時の事故を含むことも留意する。 ※ 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対外事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対外事態として認定すること。 ※ CBRNE災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。
0009	1	総則	2	市街地等の概況							○ 平成17年(2005年)国勢調査による東京都の人口は、1,257万6,601人となり、前回12年(2000年)の1,206万4,143人に比べ、51万2,458人(4.2%)の増加となっている。 人口を地域別にみると、区部は、848万9,653人で、12年に比べ35万4,965人(4.4%)増加し、総人口に占める区部の割合は67.5%である。また、12年からの人口増加数の69.3%が区部における増加となっている。 多摩地域の人口は、405万8,204人で、12年に比べ15万6,389人(4.0%)増加、島しょ部の人口は、2万8,744人で、12年に比べ1,104人(4.0%)の増加となっており、東京都の人口は、区部・多摩地域・島しょ部の全てが増加傾向にある。	○ 平成27年(2015年)国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回22年(2010年)の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。 人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で、22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。また、22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。 多摩地域の人口は、421万6,040人で、22年に比べ3万133人(0.7%)増加、島しょ部の人口は、2万6,491人で、22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっており、東京都の人口は、区部・多摩地域で増加したが、島しょ部では減少となった。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0010	1	総則	2	市街地等の概況							○ また、東京都の民間事業所数は、平成18年(2006年)事業所・企業統計調査によると69万556所である。 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業25.5%、サービス業19.9%、飲食店・宿泊業14.6%、製造業9.1%、不動産業7.5%、建設業6.2%である。 産業別に東京の事業所数の対全国比をみると、情報通信業が35.9%と突出して高く、次いで不動産業の16.1%、運輸業の15.6%、飲食店・宿泊業の12.8%と続いている。	○ また、東京都の民間事業所数は、平成28年(2016年)経済センサス-活動調査によると68万5,615所である。 産業別の事業所数構成比は、卸売業、小売業24.2%、宿泊業、飲食サービス業14.3%、不動産業、物品賃貸業9.0%、医療、福祉7.8%、生活関連サービス業、娯楽業7.5%、製造業7.0%、学術研究、専門・技術サービス業6.6%、建設業6.4%である。 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%と突出して高く、次いで学術研究、専門・技術サービスの18.4%、不動産業、物品賃貸業の15.8%、宿泊業、飲食サービスの12.8%と続いている。
0011	1	総則	2	市街地等の概況							○ 情報通信業では、全国の従業者数の約半数が東京に集中している。また、人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから、運輸業が集中している。	○ 情報通信業では、全国の従業者の約半分が東京に集中している。また、人口、物流拠点の集中などにより旅客、貨物輸送量ともに多いことから運輸業が集中している。
0012	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	1	不燃化の状況			(表)	
0013	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			○ 都内には、約63,000ヶ所(※1)の地下空間があり、その面積は年々増加の傾向にあるが、そのうち、不特定多数の利用者が集まる地下街や地下鉄、商業ビルが約4割を占めている。中でも床面積が1万㎡を超える地下街は8ヶ所あり、この延床面積は合計約214,000㎡となり、東京ドーム約5個分の面積に相当している。	○ 都内には、約70,500カ所(※1)の地下空間が存在し、年々増加の傾向である。その中には地下街や地下鉄など不特定多数の人が利用する空間が存在している。
0014	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			(新設)	○ 地下街のうち、床面積が1万㎡を超える地下街は8ヶ所あり、この延床面積は合計約212,000㎡となる。また最も利用者の多い地下街は新橋駅東口地下街であり、1日約33万人に及んでいる。
0015	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			○ 地下街の利用者数は、最も多い八重洲地下街では1日約15万人に及んでいる。また、地下鉄の駅は約280ヶ所あり、利用者数は年々増加し、平成18年度の平均利用者数は1日約800万人(※2)に及んでいる。	○ 地下鉄の駅は約290ヶ所あり、利用者数は年々増加し、平成29年度の平均利用者数は1日約1,000万人(※2)に及んでいる。
0016	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			※1 個人住宅及び延床面積150㎡未満の建物を除く。	※1 東京消防庁「東京消防庁統計書」より
0017	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			○ 平成18年10月現在の現況は次のとおりである。	○ 平成31年4月現在の現況は次のとおりである。
0018	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	2	地下街等の状況			(表)	
0019	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	3	高層建築物の状況			○ 都内には高層建築物、超高層建築物が数多く存在する。このうち高さが45mを超える高層建築物は2,171棟あり、そのうち100mを超える超高層建築物は340棟、さらに200mを超える超高層建築物が17棟となっている(平成19年(2007年)3月現在)。	○ 都内には高層建築物、超高層建築物が数多く存在し、現在建設中又は計画中のものも多い。このうち高さが45mを超える高層建築物は3,373棟あり、そのうち100mを超える超高層建築物は509棟、さらに200mを超える超高層建築物が28棟となっている(平成31年(2019年)3月現在(今後竣工予定含む))。
0020	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	3	高層建築物の状況			○ 200mを超える超高層建築物の現況は次のとおりである。	○ 200mを超える超高層建築物の現況は次のとおりである。(今後竣工予定含む。)
0021	1	総則	2	市街地等の概況	1	市街地の状況	3	高層建築物の状況			(表)	
0022	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況					○ 都内には、市街地以外に8,689haの森林が存在する。	○ 都における森林は、多摩地区及び島しょに約79,000ha存在している。
0023	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況					○ 米国カリフォルニア南部では平成19年(2007年)10月、大規模な森林火災が発生し、死者12名、負傷者78名、2,300戸の住宅が焼失し、50万人以上が避難した。焼損面積は約2,095km ² に上り、東京都の面積の約96%が焼失したことになる。	○ 米国カリフォルニア北部では平成30年(2018年)11月、大規模な森林火災が発生し、少なくとも死者85名、18,000棟以上の建物が焼失する被害が発生した。焼損面積は約620km ² に上り、東京23区とほぼ同じ面積が焼失したことになる。
0024	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況					○ 東京都では平成19年(2007年)中、2件の林野火災が発生している。	○ 東京都では平成30年(2018年)中、1件の林野火災が発生している。
0025	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況	1	全森林			(表)	表
0026	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況	2	国有林			○ 都内の国有林は、7,706haで高尾山を中心とする八王子市と小笠原諸島に多く存在する。その状況は、次のとおりである。	○ 都内の国有林は、7,709haで高尾山を中心とする八王子市と小笠原諸島に多く存在する。その状況は、次のとおりである。
0027	1	総則	2	市街地等の概況	2	林野の状況	2	国有林			(表)	

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0028	1	総則	3	危険物施設等の概況							(新設)	○ なお、東京国際空港地区は、石油等の貯蔵量が一定量を超過する見込みとなったため、石炭法に基づき平成30年8月に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。
0029	1	総則	3	危険物施設等の概況	1	危険物等の範囲					○ 大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)、火薬類(火薬類取締法第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第2条)及び放射線(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条)である。	○ 大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)、火薬類(火薬類取締法第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法第2条)及び放射線(放射性同位元素等の規制に関する法律第2条)である。
0030	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	1	危険物施設			○ 都内の危険物施設は、平成20年(2008年)3月末現在14,732か所(区9,639、多摩4,652、島しょ441)あり、そのうち指定数量の1,000倍以上を貯蔵し、または取り扱っている事業所は、31か所ある。地域的には、臨海港湾地区の工業、準工業地域に集中しているが、全体として、工場・事業所の地方移転等に伴い減少傾向にある。	○ 都内の危険物施設は、令和元年(2019年)12月31日現在12,545か所(区8,376、多摩3,734、島しょ435)あり、地域特性的には再開発が多い23区内で微増し、多摩地区では減少している。 ○ 東京国際空港地区では、令和元年12月に屋外タンク貯蔵所2基が完成するなど、危険物の貯蔵・取扱量が増加している
0031	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	1	危険物施設			○ 施設の態様ごとにとみると、移送取扱所を除き、減少傾向を示している。	○ 施設の態様ごとにとみると、減少傾向から、近年横ばいに推移している。
0032	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	1	危険物施設			○ 貯蔵し、または取り扱う危険物を類別にみると、第四類が98%を占め、その内訳はガソリン等の第一石油類22%、灯油・軽油等の第二石油類40%、重油等の石油類23%、その他15%となっている。	○ 貯蔵し、又は取り扱う危険物を類別にみると、第四類が98%を占め、その内訳はガソリン等の第一石油類16%、灯油・軽油等の第二石油類53%、重油等の第三石油類27%、その他4%となっている。
0033	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	2	高圧ガス施設			○ 高圧ガス施設(液化石油ガス施設を除く。)については、第一種製造者数は1,016、第二種製造者数は7,156あり、このうち冷凍施設の一種は711、二種は6,209に区分される。また、貯蔵所は968か所あり、このうち一種は126か所、二種は842か所に区分され、可燃性ガス、毒性ガス、酸素等を扱っている。	○ 高圧ガス施設(液化石油ガス施設を除く。)については、第一種製造者数は1,587、第二種製造者数は7,540あり、このうち冷凍施設の一種は496、二種は6,218に区分される。 また、貯蔵所は1,601か所あり、このうち一種は138か所、二種は1,463か所に区分され、可燃性ガス、毒性ガス、酸素等を扱っている。
0034	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	2	高圧ガス施設			○ 液化石油ガス施設については、高圧ガス保安法上の第一種製造者数は127、第二種製造者は13あり、スタンド、充てん所等に区分され、また、液化石油ガス法上の販売事業所が867ある。	○ 液化石油ガス施設については、高圧ガス保安法上の第一種製造者数は69、第二種製造者は18あり、スタンド、充てん所等に区分され、また、液化石油ガス法上の販売事業所が664ある。
0035	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	2	高圧ガス施設			○ 水道施設では、高圧ガス(消毒剤として液化塩素)を相当量使用しているが、順次、安全で取扱いの容易な次亜塩素酸ナトリウムに切り換えている。	(削る)
0036	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	3	火薬類施設			○ このうち、火薬類製造所の2か所(関東東北産業保安監督部所管)は山間地帯にあり、火薬庫140棟は主として多摩地域にあって、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設けるなど、一般人家等に対する安全は確保されている。	○ このうち、火薬類製造所の2か所(関東東北産業保安監督部所管)は山間地帯にあり、火薬庫118棟は主として多摩地域にあって、その周囲を土堤で囲み、さらに保安距離を設けるなど、一般人家等に対する安全は確保されている。
0037	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	3	火薬類施設			(平成20年3月末現在) 表中の数字のとおり	(平成31年3月末現在) 表中の数字のとおり
0038	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	4	毒物・劇物施設			○ 毒物、劇物を取り扱う者は、「毒物・劇物営業者」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱施設」の3つに分けられる。	○ 毒物・劇物取扱施設は、「毒物・劇物営業者」、「特定毒物研究者・使用者」、「毒物・劇物業務上取扱者」の3つに分けられる。
0039	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	4	毒物・劇物施設			○ 平成19年(2007年)12月末現在、都内の毒物・劇物取扱施設は、毒物・劇物の製造業、輸入業、または販売業の登録施設、要届出業務上取扱施設(電気めっき業、金属熱処理業、運送業の一部)が9,340か所、実態調査により把握した届出義務のない非届出業務上取扱施設(学校や化学工業等)が4,318か所、合計13,658か所を把握している。	○ 平成31年(2019年)3月末日現在、都内の毒物・劇物取扱施設は、次のとおりである。 (平成31年3月末現在)
0040	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	4	毒物・劇物施設			○ このうち、液体状の毒物・劇物をタンクで1トン以上保有している事業所は、205か所ある。地域的には、都内に広く分布している。	(削る)
0041	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	4	毒物・劇物施設			(新設)	表
0042	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	4	毒物・劇物施設			資料第6 毒物劇物営業車及び業務上取扱者一覧表	資料第6 毒物・劇物営業車及び業務上取扱者一覧表
0043	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	5	放射線等使用施設			○ 放射性同位元素(RI)は、放射線障害防止法により、その管理が厳しく規制されているものの、教育、研究、医療用のほか、一般企業においても広範に使用されている。	○ 放射性同位元素(RI)は、放射性同位元素等の規制に関する法律により、その管理が厳しく規制されているものの、教育、研究、医療用のほか、一般企業においても広範に使用されている。
0044	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	5	放射線等使用施設			(平成19年3月31現在) 表中の数字のとおり	(平成30年3月31現在) 表中の数字のとおり

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0045	1	総則	3	危険物施設等の概況	2	危険物施設等の現況	6	危険物積載船係留施設			○ 東京港には、原油精製施設がないため、巨大タンカー船等の係留施設は存在しない。比較的大規模なものでは、東京電力大井火力発電所の3,555トン及び出光興産(株)江東油槽所の2,491トンの係留施設があるが、その2か所以外は、全て500トン以下の小型タンカー係留施設である。	○ 東京港には、原油精製施設がないため、巨大タンカー船等の係留施設は存在しない。比較的大規模なものでは、出光興産(株)東京油槽所 No.2バースの2,491トン、No.1バースの749トン、三菱石油株式会社羽田支社の受入棧橋の3,987トンであるが、その3か所以外は、全て500トン以下の小型タンカー係留施設である。
0046	1	総則	4	交通等の現況	1	船舶					○ 平成18年の入港船舶の状況は、次のとおりである。	○ 平成29年の入港船舶の状況は、次のとおりである。
0047	1	総則	4	交通等の現況	1	船舶					(表)	(表)
0048	1	総則	4	交通等の現況	2	航空機					○ 東京国際空港は、1日平均約830便の航空機が発着し、年間6,682万人と世界で4番目に旅客数の多い空港である。	○ 東京国際空港は、1日平均約1,241便の航空機が発着し、年間8,316万人と世界で4番目に旅客数の多い空港である。
0049	1	総則	4	交通等の現況	2	航空機					○ 平成19年(2008年)の東京国際空港の航空旅客数は、1日平均、国内線178,066人、国際線5,012人となっている。	○ 平成29年(2017年)の東京国際空港の航空旅客数は、1日平均、国内線181,557人、国際線46,288人となっている。
0050	1	総則	4	交通等の現況	2	航空機					(表)	
0051	1	総則	4	交通等の現況	2	航空機					(新設)	※調布飛行場の国内線旅客数は平成30年の数値
0052	1	総則	4	交通等の現況	2	航空機					(新設)	東京国際空港を発着する航空機については、令和2年3月29日より国際線の二スグが高い時間帯に限り新飛行経路を運用している
0053	1	総則	4	交通等の現況	3	鉄道					○ 東京に乗り入れている鉄道には1日およそ3,500万人もの人が乗降しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。	○ 東京における鉄道には1日およそ3,000万人もの人が乗車しており、通勤・通学や地域の人々の重要な移動手段となっている。
0054	1	総則	4	交通等の現況	3	鉄道					○ 都における鉄道の機関別輸送人員等は、次のとおりである。	○ 都内における主な鉄道の機関別乗車人員等は、次のとおりである。
0055	1	総則	4	交通等の現況	3	鉄道					(平成18年度) 表	(平成28年度) 表
0056	1	総則	4	交通等の現況	3	鉄道					(注) 備考欄の貨車数等は外書きである。	(注) 他県に入る路線は、都県境を超えた最初の駅までを区間とする。
0057	1	総則	4	交通等の現況	3	鉄道					(注) 都交通局・JR東海・東武鉄道・東京急行電鉄・東京臨海高速鉄道・多摩都市モノレール及び首都圏新都市鉄道については平成19年度実績である。	(削る)
0058	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					○ 都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,167km(うち都道は約2,355km)で、総面積は約177.66km ² (千代田区約15個分)となっている。	○ 都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,623km(うち都道は約2,371km)で、総面積は約188.40km ² (千代田区約16個分)となっている。
0059	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					○ また、都内の交通量は、平成17年度全国道路交通情勢調査によれば、1日平均25,720台/24h(区部38,753台/24h、多摩地区14,197台/24h)となっている。全国平均交通量は8,041台/24hであり、都の交通量は全国平均の3倍以上となっている。	○ また、都内の交通量は、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によれば、1日平均23,216台/24h(区部34,190台/24h、市郡部13,442台/24h)となっている。全国平均交通量は7,786台/24hであり、都の交通量は全国平均の約3倍となっている。
0060	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					○ 平成20年(2008年)8月に発生した首都高速5号線のタンクローリー火災事故は、付近住民にまで危険が及んだだけでなく、首都高速の通行止めにより周辺道路の交通渋滞を引き起こし、国土交通省によると事故発生から5日間で約16億円の経済損失と試算された。	(削る)
0061	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,623km(うち都道は約2,371km)で、総面積は約188.40km ² (千代田区約16個分)となっている。	都には、国道、都道、区市町村道、高速自動車国道が走っており、総延長は約24,648km(うち都道は約2,371km)で、総面積は約188.85km ² (千代田区約16個分)となっている。
0062	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					○ 平成20年4月1日現在、都における一般橋りょうの概況は1,488橋となっている。うち東京都が管理している一般橋りょうは1,247橋である。	令和2年4月1日現在、都が管理している一般橋りょうは1,237橋である。
0063	1	総則	4	交通等の現況	4	道路等					○ 都が管理しているトンネルは113か所となっている。	○ 都建設局が管理しているトンネルは126か所となっている。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0064	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	1	東京都					<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都防災会議に関する事 2 防災に係る組織及び施設に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 自衛隊等への派遣要請に関する事 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事 7 緊急輸送の確保に関する事 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事 9 人命の救助及び救急に関する事 10 消防及び水防に関する事 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事 12 応急給水に関する事 13 救助物資の備蓄及び調達に関する事 14 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事 15 ボランティアの支援に関する事 16 公共施設の応急復旧に関する事 17 災害復興に関する事 18 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 19 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事 20 事業所防災に関する事 21 防災訓練に関する事 22 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 自衛隊等に対する災害派遣の要請に関する事。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。 7 緊急輸送の確保に関する事。 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 9 人命の救助及び救急に関する事。 10 消防及び水防に関する事。 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 12 外出者の支援に関する事。 13 応急給水に関する事。 14 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 17 公共施設の応急復旧に関する事。 18 災害復興に関する事。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 21 事業所防災に関する事。 22 防災教育及び防災訓練に関する事。
0065	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	2	区市町村					<ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村防災会議に関する事 2 防災に係る組織及び施設に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 緊急輸送の確保に関する事 5 避難の勧告等及び誘導に関する事 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関する事 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事 8 救助物資の備蓄及び調達に関する事 9 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事 10 ボランティアの支援に関する事 11 公共施設の応急復旧に関する事 12 災害復興に関する事 13 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事 14 事業所防災に関する事 15 防災訓練に関する事 16 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関する事。 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 8 外出者の支援に関する事。 9 応急給水に関する事。 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 13 公共施設の応急復旧に関する事。 14 災害復興に関する事。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 16 防災市民組織の育成に関する事。 17 事業所防災に関する事。 18 防災教育及び防災訓練に関する事。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
0066	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					<p>表 関東財務局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関する事 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事 	<p>表 関東財務局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0067	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 関東農政局 1 農地、農業用施設に係る防災ダム、ため池等整備、湛水防除対策、地すべり対策、農地保全対策、地盤沈下対策、水質障害対策、海岸の保全事業に関する事 2 ダム、堤防、排水機等農地保全施設または農業水利施設の防災管理に関する事 3 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関する事 4 野菜、乳製品等の食糧品、種もみ等、その他の災害復旧用資材の供給に関する事 5 土地改良機械及び技術者の把握及び緊急動員に関する事 6 国が行う農地・農業用施設等に対する災害復旧事業の実施及び都または団体が行う災害復旧事業の指導または助成に関する事 7 被災農林漁業者に貸付けられる資金の融通に関する事 8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事	表 関東農政局 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 2 応急用食料・物資の支援に関する事。 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事。 4 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10 被害農業者に対する金融対策に関する事。
0068	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 東京農政事務所 1 主要食糧の供給に関する事	(削る)
0069	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 東京航空局（東京空港事務所）	表 東京航空局（東京空港事務所）（大島空港出張所）
0070	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					(新設)	表 関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。 3 地殻変動の監視に関する事。
0071	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (下田海上保安部) (横浜海上保安部) 1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関する事 2 大規模事故に関する情報の収集に関する事 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する事 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事	表 第三管区海上保安本部 1 津波情報等の伝達に関する事。 2 大規模事故に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する事。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事。 8 その他、大規模事故応急対策に必要な事項。
0072	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					(新設)	表 関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。
0073	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 東京管区气象台 (気象庁)	表 東京管区气象台
0074	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					(新設)	表 関東地方環境事務所 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。
0075	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					(新設)	表 北関東防衛局 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0076	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	3	指定地方行政機関					表 関東総合通信局 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（監機の措置）の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）の派遣に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（監機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
0077	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関	3	指定地方行政機関					放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。	放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
0078	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	4	自衛隊					表 航空自衛隊 防空指揮群本部	表 航空自衛隊 作戦システム運用隊
0079	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 郵便事業 郵便局	表 日本郵便
0080	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 NTT東日本 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること	表 NTT東日本 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
0081	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 日本銀行 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	表 日本銀行 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に係る広報に関すること。 6 海外中央銀行等との連絡・調整に関すること。
0082	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 日赤東京都支部 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関すること 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること 4 輸血用血液の確保、供給に関すること 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること（原則として義援品については受け付けない。） 6 災害救援品の支給に関すること 7 日赤医療施設等の保全、運営に関すること 8 外国人安否調査に関すること 9 遺体の検案協力に関すること 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること	表 日赤東京都支部 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 赤十字ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、供給に関すること。 5 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援品については受け付けない。）。 6 災害救援品の支給に関すること。 7 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 8 外国人安否調査に関すること。 9 遺体の検案協力に関すること。 10 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
0083	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 水資源機構 1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること	表 水資源機構 1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること。 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。
0084	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					(新設)	表 ソフトバンク 1 災害時における重要通信の確保と優先的取扱い 2 固定電話、携帯電話、IP通信などの疎通の確保と被災通信設備の復旧に関すること。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0085	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 JR東日本 JR東海 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること	表 JR東日本 JR東海 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
0086	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 日本通運	表 日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸
0087	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 東日本高速道路株式会社 1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること 2 災害時の輸送路の確保に関すること 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること	表 東日本高速道路株式会社 1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること。 2 災害時の緊急交通路の確保に関すること。 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること。
0088	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	5	指定公共機関					表 東京電力	表 東京電力グループ
0089	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 京浜急行	表 京急電鉄
0090	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 都トラック協会 都庁輸送組合 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること	表 都トラック協会 都庁輸送組合 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関すること。
0091	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 都医師会 1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。	表 都医師会 1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案に関すること。
0092	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 東京放送	表 TBSテレビ
0093	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 東京FM	表 エフエム東京
0094	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 日経ラジオ社	表 ラジオNIKKEI
0095	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 インターエフエム	表 InterFM897
0096	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 TBSラジオ&コミュニケーションズ	表 TBSラジオ
0097	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 東旅協	表 東京ハイヤー・タクシー協会
0098	1	総則	5	都・区市町村及び防災機関の役割	6	指定地方公共機関					表 日本エレベーター協会	表 日本エレベーター協会
0099	2	災害予防計画	1	火災予防対策							○ 東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、平成13年(2001年)に発生した新宿歌舞伎町ビル火災のような、大規模な事故災害になる可能性がある。	○ 東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く分布している。 また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。
0100	2	災害予防計画	1	火災予防対策	1	火災の予防	1	防火思想の普及徹底	(1)	都民に対する防災指導	ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。	ア パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
0101	2	災害予防計画	1	火災予防対策	1	火災の予防	3	市街地等の不燃化			表 都市整備局 ○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施や、防火地域の指定、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制(以下「新防火地域」という。)及び準防火地域の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。 ○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、13区23地区において事業を実施している(平成20年度)。	表 都市整備局 ○ 市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施、不燃化特区制度の活用や、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定及び東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制(以下「新防火区域」という。)の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進してきた。 ○ 都市防災不燃化促進事業により、骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地・避難路周辺の不燃化を進めており、現在、12区42地区において事業を実施している(令和3年10月1日)
0102	2	災害予防計画	1	火災予防対策	1	火災の予防	3	市街地等の不燃化			表	表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0103	2	災害予防計画	1	火災予防対策	2	建築物等の防火対策					表 東京消防庁 ○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、平成20年(2008年)1月1日現在293,254棟である。	表 東京消防庁 ○ 建築物の現況 東京消防庁管内の用途別対象物の総数は、令和元年(2019年)12月31日現在423,209棟である。
0104	2	災害予防計画	1	火災予防対策	2	建築物等の防火対策	1	一般建築物等の防火対策			表 東京消防庁 ○ 指導方針 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」(P29)による火災予防査察を実施する。 3 小規模雑居ビルに対し、各地で発生した同種ビルの火災を受けて改正された消防法、建築基準法及び火災予防条例に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。	表 東京消防庁 ○ 指導方針 1 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。 2 建築物に対し、前記第1節の2「火災予防査察」(P●)による火災予防査察を実施する。 3 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。
0105	2	災害予防計画	1	火災予防対策	2	建築物等の防火対策	3	文化財の防火対策			表 都教育庁 ○ 文化財施設の現況 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が1施設、重要文化財が58施設あり、また、都指定文化財としては、有形文化財等が67施設ある(平成20年(2008年)7月1日現在)。	表 教育庁 文化財としての建造物は、国指定文化財として国宝が2施設、重要文化財が83施設あり、また、都指定文化財としては、63施設ある(令和2年(2020年)10月1日現在)
0106	2	災害予防計画	1	火災予防対策	3	森林火災の予防	1	森林火災予防施設の現況	(1)	防火線の現況	(平成20年4月現在)	(平成31年4月現在)
0107	2	災害予防計画	1	火災予防対策	3	森林火災の予防	1	森林火災予防施設の現況	(2)	標識等の現況	(平成20年4月現在)	(平成31年4月現在)
0108	2	災害予防計画	1	火災予防対策	3	森林火災の予防	1	森林火災予防施設の現況	(2)	標識等の現況	表	表
0109	2	災害予防計画	1	火災予防対策	3	森林火災の予防	2	予防活動			表 都産業労働局 ○ 森林火災の未然防止のため、防火標識の設置、充実を図る。	表 都産業労働局 ○ 都産業労働局の所管する都有林等について、森林の巡視、歩道の整備を行い、森林防火に平素から努める。
0110	2	災害予防計画	1	火災予防対策	3	森林火災の予防	2	予防活動			表 都水道局 ○ 都水道局の管理する水源林は、21,629ha(平成20年(2008年)3月末現在)であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努める。	表 都水道局 ○ 都水道局の管理する水源林は、23,989ha(平成31年(2019年)3月末現在)であり、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置並びに通信機器の整備、歩道や防火線の整備を行い、森林防火に平素から努める。
0111	2	災害予防計画	2	危険物事故対策							○ 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻りに輸送されている。また、近年の温泉掘削技術の向上に伴い、都心部において多くの温泉施設が開設されており、これらの施設における可燃性天然ガスの安全対策が必要となっている。	○ 都では、様々な施設で石油類、高圧ガス等が貯蔵されるとともに、こうした危険物が大量かつ頻りに輸送されている。これらの様々な施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対して、継続した指導による安全対策が必要となっている。
0112	2	災害予防計画	2	危険物事故対策							○ このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵や輸送及び温泉施設に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。	○ このため、都は、危険物等の安全対策として、関係法令に基づく危険物の貯蔵及び輸送に係る規制、取り締まり、指導を実施するとともに、応急用資器材を整備している。
0113	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化					○ 本節においては、石油類、高圧ガス、火薬、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。	○ 本節においては、石油類、高圧ガス、火薬、毒物・劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。
0114	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	1	石油類施設	(1)	保安計画	表 東京消防庁 ○ 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。	表 東京消防庁 ○ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。
0115	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	2	高圧ガス施設	(1)	保安計画	表 都水道局 ○ 浄水場の高圧ガス施設の漏えい防止対策については、従来から関係法令に基づき実施している。また、貯蔵設備や除害設備の改良、緊急遮断弁等の設置など施設の整備補強を図るとともに、液化塩素から安全で取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムに切り換える。	(削る)
0116	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	2	高圧ガス施設	(1)	保安計画	表 関東東北産業保安監督部 ○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。	表 関東東北産業保安監督部 ○ 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0117	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	2	高圧ガス施設	(2)	規制及び立入検査	表 関東東北産業保安監督部 ○ 当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、定期的または必要に応じ随時に入立検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。	表 関東東北産業保安監督部 ○ 当部管内の高圧ガス製造事業所等に対し、必要に応じ立入検査等を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導等必要な措置を行うことにより、災害の予防を図る。
0118	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	4	毒物・劇物、化学薬品等施設			4 毒・劇物、化学薬品等施設	4 毒物・劇物、化学薬品等施設
0119	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	4	毒物・劇物、化学薬品等施設			○ 毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。	○ 毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
0120	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	4	毒物・劇物、化学薬品等施設			○ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。	(削る)
0121	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	4	毒物・劇物、化学薬品等施設	(1)	保安計画	表 都教育庁 ○ 危険物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 1 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること 2 危険物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること 3 危険物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること 4 危険物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること また、戸棚は床または壁体等に固定すること 5 危険物収納容器の密栓、多段積み避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと 6 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、危険物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと 7 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器	表 都教育庁 ○ 毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 1 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。 2 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 3 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること。 4 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。 また、戸棚は床または壁体等に固定すること。 5 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積み避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。 また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。 6 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 7 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器
0122	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	4	毒物・劇物、化学薬品等施設	(1)	保安計画	表 警視庁 ○ 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。	(削る)
0123	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	5	放射線等使用施設			○ 現在、国(文部科学省)においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。	○ 現在、国(文部科学省)においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し、安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。
0124	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	1	貯蔵施設の安全化	6	都市ガス施設	(1)	保安計画	表 東京ガス ○ ガスホルダー 1 施設は、ガス事業法等に基づき設計、制作し、安全化を図っている。 2 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 3 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。	表 東京ガス ○ ガスホルダー 1 施設は、ガス事業法等に基づき設計施工している。 2 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。 3 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。
0125	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	2	危険物等の輸送の安全化					表 第三管区海上保安本部 ○ 東京港内には、危険物の専用岸壁が4社6バースあり、危険物積載船舶に対し、危険物の積み込み、積替えまたは荷卸しを行う時は、港長(京浜港東京区においては東京海上保安部長)の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。	表 第三管区海上保安本部 ○ 東京港内には、危険物の専用岸壁が3社5バースあり、危険物積載船舶に対し、危険物の積み込み、積替え又は荷卸しを行う時は、港長(京浜港東京区においては東京海上保安部長)の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。
0126	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	2	危険物等の輸送の安全化					表 JR貨物 化成品積タンク車等応急処置要領	削除

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0127	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	2	危険物等の輸送の安全化					<p>表 JR貨物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。 1 鉄道タンク車(私有車含む)については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。 2 石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 3 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規定)、放射性物質車両運搬規則等により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止にあたる。 4 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 5 災害時の万全を期するため、社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあるとともに、年1～2回以上次により訓練を実施する。 <p>(1) 火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練</p>	<p>表 JR貨物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。 1 鉄道タンク車(私有車含む)については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。 2 石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 3 火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規程)等により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止にあたる。 4 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 5 災害時の万全を期するため、社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあるとともに、年1～2回以上次により訓練を実施する。 <p>(1) 火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練 (2) 危険物積載タンク車等の事故時の連絡及び脱線事故復旧訓練</p>
0128	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	3	応急用資機材の整備					<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資機材(器)を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に止めるためには、平常時から応急用資器(機)材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。
0129	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	3	応急用資機材の整備					<p>表 都福祉保健局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局医療政策部、都立病院及び保健所等にRI管理測定班編成時の業務(放射線の測定、危険区域の設定等)遂行に必要な資器材を整備している。 	(削る)
0130	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	3	応急用資機材の整備					<p>表 都水道局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス施設に、除害設備、防毒マスク、空気呼吸器その他の保護具及び保安用工具類等の必要な設備、資器材を整備している。 	(削る)
0131	2	災害予防計画	2	危険物事故対策	3	応急用資機材の整備					<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
0132	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	1	船舶事故予防対策					<p>表 第三管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京港においては、東京(東・西)航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と、円滑な航行を図るため、東京海上保安部港内交通管制室は、出入船舶の航行管制並びに無線放送(H3E1665KHz一般AMラジオにより受信可)による海上交通情報の提供を行う。 	<p>表 第三管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京港においては、東京(東・西)航路及びその付近の水域における航行船舶の安全確保と、円滑な航行を図るため、東京湾海上交通センターは、出入港船舶の航行管制並びに無線放送(H3E1665KHz一般AMラジオにより受信可)による海上交通情報の提供を行う。
0133	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	2	航空機事故予防対策					<p>表 港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリポート内における航空機の安全な運航を確保するため、ヘリポート施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 	<p>港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都営空港内における航空機の安全な運航を確保するため、空港施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。
0134	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	2	航空機事故予防対策					<p>表 港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 	(削る)
0135	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	2	航空機事故予防対策					(新設)	<p>表 港湾局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。
0136	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	2	航空機事故予防対策					<p>表 東京空港事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港内における航空機の安全な運行を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。 	<p>表 東京空港事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。
0137	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	2	航空機事故予防対策					<p>表 東京空港事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運行を確保するため、必要な措置を講ずる。 	<p>表 東京空港事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0138	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	3	鉄道事故予防対策					<p>表 都交交通局</p> <p>○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <p>1 保安対策</p> <p>信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備等を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 脱線防止ガードの設置</p> <p>平成12年(2000年)3月に運輸省(現国土交通省)から出された緊急措置の通達及び平成12年(2000年)10月の緊急通達に基づき、全路線で102か所、19,620mを設置し、安全の確保を図っている。</p> <p>3 設備及び規程等の整備</p> <p>保安設置その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。</p>	<p>表 都交交通局</p> <p>○ 鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。</p> <p>1 保安対策</p> <p>信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 設備及び規程等の整備</p> <p>保安設備その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。</p>
0139	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	3	鉄道事故予防対策					<p>表 京王電鉄</p> <p>○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 列車運行管理システム(TTC)</p> <p>2 列車無線装置</p> <p>3 自動列車停止装置(ATS)</p> <p>4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置</p>	<p>表 京王電鉄</p> <p>○ 列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 列車運行管理システム</p> <p>2 列車無線装置</p> <p>3 自動列車停止装置</p> <p>4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置</p>
0140	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	3	鉄道事故予防対策					<p>表 京浜急行</p> <p>○ 踏切道の連続立体化工事を進めているほか、次の保安装置を装備し事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 自動列車停止装置(ATS)</p> <p>2 列車無線装置</p> <p>3 踏切支障報知装置</p> <p>4 ガードアングル(脱線防止ガード)</p> <p>半径300メートル以下の曲線及び、自動車が通行する全踏切道の列車が進出する方向に設置している。</p>	<p>表 京浜急行</p> <p>○ 踏切道の連続立体化工事を進めているほか、次の保安装置を装備し事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 自動列車停止装置(C-ATS)</p> <p>2 列車無線装置 (デジタル無線化)</p> <p>3 踏切保安設備 (一部3Dセンサー化)</p> <p>4 踏切防護システム</p> <p>5 ガードアングル(脱線防止ガード)</p> <p>半径300メートル以下の曲線及び、自動車が通行する全踏切道の列車が進出する方向に設置している。</p> <p>6 落石検知装置</p> <p>7 緊急地震速報システム</p>
0141	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	3	鉄道事故予防対策					<p>表 小田急電鉄</p> <p>○ 橋梁、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図る。</p> <p>1 踏切保安対策</p> <p>踏切の立体化・整理統合による踏切の削減及び全踏切に踏切支障報知装置の設置、障害物検知装置を設置し踏切事故防止を図る。</p> <p>2 全列車に対する列車無線設備の設置</p> <p>列車と運輸司令所間で運行に必要な情報を相互に連絡できる。また、列車には防護無線を設備し、これ操作することにより、当該列車の付近を走行中の列車に、「停止」の緊急通報ができる。さらに、大規模地震発生時において早期に列車を停止させるため、「早期地震警報システム」を導入している。</p> <p>3 自動列車停止装置の設置</p> <p>列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速または停止させ安全確保を図る。また自動列車停止装置を応用し、速度超過による曲線進入を防止する装置を設置し、事故防止を図ると共に連続的かつ細かい速度制御ができる新列車制御システムの導入を図る。</p>	<p>表 小田急電鉄</p> <p>○ 橋梁、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図る。</p> <p>1 踏切保安対策</p> <p>踏切の立体化・整理統合による踏切の削減及び全踏切に踏切支障報知装置、障害物検知装置を設置し踏切事故防止を図る。</p> <p>2 列車無線設備</p> <p>列車と運輸司令所間で運行に必要な情報を相互に連絡できる。また列車には防護無線を設備し、これ操作することにより当該列車の付近を走行中の列車に対し、「停止」を指示する緊急信号が発報される。さらに、大規模地震発生時に早期に列車を停止させるため、「早期地震警報システム」を導入している。</p> <p>3 自動列車停止装置の設置</p> <p>列車が制限速度を超えて信号機や急曲線、分岐などを通過しようとした際に自動的にブレーキを作動させて減速又は停止させ安全確保を図る。</p>
0142	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	3	鉄道事故予防対策					<p>表 多摩モノレール</p>	<p>表 多摩都市モノレール</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0143	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	4	道路・橋梁・トンネル災害対策					表 関東地方整備局 東京国道事務所 ○ 東京国道事務所が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施 2 応急・復旧措置訓練 3 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 4 事故多発箇所の施設改善	表 関東地方整備局 ○ 関東地方整備局が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施 2 応急・復旧措置訓練 3 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 4 事故多発箇所の施設改善
0144	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	4	道路・橋梁・トンネル災害対策					表 都建設局 ○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 1 応急措置訓練の実施 2 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保	表 都建設局 ○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 1 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 2 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
0145	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	1	地下街			表 東京ガス ○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ 地下街等との連絡体制 特定地下街とは、非常時の迅速な連絡を図るため、専用電話回線を設置している。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。	表 東京ガス ○ 緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備の設置 地下街等の特定建築物に対して、緊急遮断弁、ガス漏れ警報設備等の安全設備を設置する。 ○ ガス施設の定期点検 地下街等の導管、ガスメーター、ガスメーターコック、緊急遮断弁、その他のガス設備についても定期的に点検を実施している。
0146	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	表 東京電力 ○ 安全管理体制 1 安全管理組織 (1) 本店に品質・安全監査部を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 (2) 本店各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 (3) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。	表 東京電力グループ ○ 安全管理体制 1 安全管理組織 (1) 本社に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。 (2) 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。 (3) 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。
0147	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	2 現場責任者 (1) 担当管理職を責任者にするともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 (2) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めるときは、災害の防止に関する一切の事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。 3 社内に「非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを決めている。 4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程、要領仕様書類を定め、万全を期している。 (1) 非常災害対策規程 (2) 地中送電線路電気工事安全仕様書 (3) 土木工事共通仕様書 (4) 地中送電設備工事監理マニュアル (5) 配電工事監理業務マニュアル (6) 配電工事仕様書、等	2 現場責任者 (1) 担当管理職を責任者にするともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。 (2) 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めるときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。 3 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを決めている。 4 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程、要領仕様書類を定め、万全を期している。 (1) グループ非常災害対策規程 (2) 地中送電線路電気工事安全仕様書 (3) 土木工事共通仕様書 (4) 地中送電設備工事監理マニュアル (5) 配電工事監理業務マニュアル (6) 配電工事仕様書、等

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0148	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	<p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 各施工工事に係る安全対策</p> <p>(1) 地中線工事安全仕様書等の内容を請負会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。</p> <p>(2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。</p> <p>(3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。</p> <p>2 他の地下埋設物管理者との協定等</p> <p>(1) 東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。</p> <p>(2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。</p> <p>(3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。</p> <p>3 他の工事との連絡・協調</p> <p>他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。また、工事中も定期的な連絡のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。</p> <p>4 各種標識、ガス検知器等の設置</p>	<p>○ 安全対策(事故防止対策)</p> <p>1 各施工工事に係る安全対策</p> <p>(1) 地中線工事安全仕様書等の内容を協力会社に徹底するとともに、必要に応じ安全計画書を提出させ、安全確保に努力させる。</p> <p>(2) 設計段階で既設の埋設物を調査し安全面に考慮するほか、施工前に試掘を行い、埋設物を確認している。</p> <p>(3) 杭打ち、杭抜き、既埋設物の防護復旧等については、事前に既埋設物の管理者と協議の上、承認された方法で施工するとともに、所有者の立会、確認を求めている。</p> <p>2 他の地下埋設物管理者との協定等</p> <p>(1) 東京ガスとの間に、相互の施設の保安に関する協定を締結している。</p> <p>(2) 地下鉄企業者との間に、号線別の協定を締結している。</p> <p>(3) このほか、他企業との間にも逐次協定の締結を推進していく。</p> <p>3 他の工事との連絡・協調</p> <p>他工事と近接して施工する場合は、計画、設計段階から入念に協議を行い、必要に応じ、相互に工事の受委託も行う。</p> <p>また、工事中も定期的な連絡のほか随時に打合せを行い、安全の確保を図る。</p> <p>4 各種標識、ガス検知器等の設置</p>
0149	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	<p>掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。</p> <p>5 工事現場の巡回、点検</p> <p>(1) 監視員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。</p> <p>(2) 請負会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の本支店等の監視部門による安全を主とした巡視等を実施させている。</p> <p>6 工事従事者に対する安全教育</p> <p>(1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。</p> <p>(2) 請負会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。</p>	<p>掘山内に露出した既埋設物については、標示板により種別、所有者を明示するとともに、ガス管対策として、掘山内にガス検知器、ガス漏えい警報機を設置し通報、連絡体制を確立する。</p> <p>5 工事現場の巡回、点検</p> <p>(1) 監視員による随時の巡回、点検のほか、管理職等のパトロールを実施し、施工の万全を期する。</p> <p>(2) 協力会社の専任災害防止責任者による常時の現場監視のほか、協力会社の監視部門による安全を主とした巡視等を実施させている。</p> <p>6 工事従事者に対する安全教育</p> <p>(1) 工事規模、内容等に応じ定期的に安全協議会等を主催し、安全意識の徹底を図っている。</p> <p>(2) 協力会社には、安全計画書等に基づき、作業員に浸透するよう定期的に安全講習会を開催させるほか、作業開始前の安全面の確認を実施させている。</p>
0150	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>○ 安全対策</p> <p>1 地下埋設管理者との協定等</p> <p>(1) ガス管防護については東京ガスとの間で締結している協定をもとに工事の都度協議を行い防護対策を講じている。</p> <p>(2) その他の地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。</p>	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>○ 安全対策</p> <p>1 地下埋設管理者との協定等</p> <p>(1) 地下埋設物管理者に対しては工事の都度協議し防護対策を講じている。</p>
0151	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置</p> <p>(1) 各工事現場に次の器具類を常備している。</p> <p>①CO検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具</p> <p>(2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。</p> <p>①作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所(立入り禁止等)について標示・標識を設置する。</p> <p>②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置(消火器、危険物等)を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。</p>	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>4 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置</p> <p>(1) 各工事現場に次の器具類を必要に応じて設置する。</p> <p>①CO検出装置、②可燃性ガス検知器、③無酸素検知器、④消火器、⑤救命具、⑥排水ポンプ、⑦携帯用発電機、⑧保安施設一式、⑨通信ケーブル修理用具</p> <p>(2) 各工事現場に次の標示・標識等を設置する。</p> <p>①作業員に周知し注意を喚起する必要がある場所(立入り禁止等)について標示・標識を設置する。</p> <p>②特定の資機材の置き場を設けた際は、その位置(消火器、危険物等)を明らかにするため標示・標識を設置し注意を喚起する。</p>
0152	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(1)	ライフライン施設工事	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>6 応急用資器材の確保</p> <p>各現場の応急用資器材については、工事の内容、規模等に応じ確保しているが、さらに次の機器については、管内の各工事現場における数量を一元的に管理し、大規模事故の発生に備える。</p> <p>①シートパイル、②HI型杭、③簡易シートパイル、④覆工板、⑤自走クレーン、⑥掘削機、⑦ダンプトラック</p>	<p>表 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ</p> <p>6 応急用資器材の確保</p> <p>各現場の応急用資器材については、必要に応じてその都度確保する。</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0153	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(3)	トンネル工事	表 都建設局 ○ 安全管理体制 1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 2 現場での安全管理組織 請負業者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。また、安全管理計画も作成させる。 3 現場責任者 請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。	表 都建設局 ○ 安全管理体制 1 安全管理組織 「建設局工事安全対策委員会」を設置し、定期的に工事安全パトロールを実施し、安全管理に努める。 2 現場での安全管理組織 受注者に対して、現場組織表及び安全管理組織を作成させる。また、安全管理計画も作成させる。 3 現場責任者 受注者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 4 緊急時の連絡体制 非常事態に備え、緊急時の連絡表を整備して現場作業所に常時掲示させる。
0154	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(3)	トンネル工事	表 建設局 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 請負業者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。	表 建設局 ○ 安全対策(事故防止対策) 1 受注者に対して事故防止のため、予定作業に対する危険が予測される災害に対する防止対策、作業間の調整、安全衛生教育の計画、安全大会の行事の開催、作業前打合せの実施などを行うよう徹底させる。
0155	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	5	地下街、地下工事事故予防対策	2	地下工事	(4)	地下工事（地下埋設物を含む。）の予防査察等	表 警視庁 ○ 平素から地下埋設物の把握に努め、ガス管等が埋設された道路の道路使用(工事)の許可(協議)の際には、事故発生時の措置について指導する。	表 警視庁 ○ 掘削を伴う路上工事の道路使用許可(協議)の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。
0156	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	6	CBRNE災害					第6節 NBC災害	第6節 CBRNE災害
0157	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	6	CBRNE災害					○ NBC災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。	○ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
0158	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	6	CBRNE災害					○ 都福祉保健局ではNBC災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。	○ 都福祉保健局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
0159	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	6	CBRNE災害					表 東京消防庁 ○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しNBC災害対応の充実強化を図っている。	表 東京消防庁 ○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。
0160	2	災害予防計画	3	大規模事故対策	6	CBRNE災害					表 福祉保健局 ○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備している。	表 福祉保健局 ○ 東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
0161	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及							(新設)	○ 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。
0162	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	3	航空機事故訓練			表 港湾局 ○ 調布飛行場等における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。	表 港湾局 ○ 東京都営空港における航空機事故に対処するため、警察・消防及び関係機関の協力を得て訓練を行う。
0163	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	4	海上防災訓練			表 港湾局 ○ 「東京湾排出油防除協議会」及び「東京港排出油防除協議会」の構成機関として海上防災訓練を年1回実施する。	表 港湾局 ○ 「東京湾排出油等防除協議会」及び「東京港排出油等防除協議会」の構成機関として海上防災訓練を年1回実施する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0164	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 都交通局</p> <p>○ 鉄道従事員に対しては、運輸業務等に関する十分な知識と技能を付与し、安全な作業と事故・災害の発生に対処し得る教育を行うとともに、その体得した知識技能が十分に発揮できるよう訓練を行い資質の向上を図っている。訓練の内容には、次のようなものがある。</p> <p>1 人身事故：通報連絡、非常案内放送、救出救命、応急復旧等</p> <p>2 列車火災：通報連絡、非常案内放送、消火、列車防護、避難誘導、応急復旧等</p> <p>3 列車脱線：通報連絡、列車防護、非常案内放送、避難誘導、脱線復旧等</p> <p>4 その他</p> <p>鉄道事故訓練については事業所単位の訓練に加え、事業所相互間の有機的な連携を図るため、全関係事業所が参加する大規模訓練として異常時総合訓練を年1回実施している。</p>	<p>表 都交通局</p> <p>○ 鉄道従事員に対しては、運輸業務等に関する十分な知識と技能を付与し、安全な作業と事故・災害の発生に対処し得る教育を行うとともに、その体得した知識技能が十分に発揮できるよう訓練を行い資質の向上を図っている。訓練の内容には、次のようなものがある。</p> <p>1 人身事故：通報連絡、非常案内放送、救出救命、応急復旧等</p> <p>2 列車火災：通報連絡、非常案内放送、消火、列車防護、避難誘導、応急復旧等</p> <p>3 列車脱線：通報連絡、列車防護、非常案内放送、避難誘導、脱線復旧等</p> <p>4 その他</p> <p>① 鉄道事故訓練については事業所単位の訓練に加え、事業所相互間の有機的な連携を図るため、全関係事業所が参加する大規模訓練として異常時総合訓練を年1回実施している。</p> <p>② 防災訓練については、防災週間及び東日本大震災日時、その他随時 情報伝達 非常召集 減速運転等の訓練を実施している。</p>
0165	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 JR東日本</p> <p>○ 安否確認訓練</p> <p>NTT災害用伝言ダイヤルを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。</p>	<p>表 JR東日本</p> <p>○ 安否確認訓練</p> <p>安否確認メールシステムを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。</p>
0166	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 東武鉄道</p> <p>○ 防災訓練</p> <p>防災の日に実施される八都県市合同防災訓練に参加し、鉄道対策訓練として予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。</p>	<p>表 東武鉄道</p> <p>○ 防災訓練</p> <p>防災の日に実施される九都県市合同防災訓練に参加し、鉄道対策訓練として予知対応型訓練及び発災対応型訓練を実施する。</p>
0167	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 京王電鉄</p> <p>○ 職場毎に復旧訓練を行うとともに、年1回鉄道事業本部各部分の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。</p> <p>1 事故復旧訓練</p> <p>(1) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(2) 避難誘導案内訓練</p> <p>(3) 救出・教護活動訓練</p> <p>(4) 脱線復旧訓練（ほか）</p> <p>2 防災訓練（防災の日）</p> <p>(1) 予知対応型訓練</p> <p>(2) 発災対応型訓練</p>	<p>表 京王電鉄</p> <p>○ 職場毎に復旧訓練を行うとともに、年1回鉄道事業本部各部分の事故復旧訓練及び防災訓練を実施している。</p> <p>1 事故復旧訓練</p> <p>(1) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(2) 避難誘導案内訓練</p> <p>(3) 救出・教護活動訓練</p> <p>(4) 脱線復旧訓練（ほか）</p> <p>2 防災訓練（防災週間等）</p> <p>(1) 予知対応型訓練</p> <p>(2) 発災対応型訓練</p>
0168	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 京浜急行</p> <p>○ 関係従事員に対し、次の訓練を実施し、事故または災害発生時に対応できるよう努めている。</p> <p>1 鉄道事故復旧訓練 年1回</p> <p>2 鉄道テロ対策訓練 年1回</p> <p>3 防災訓練（大規模地震を想定した予知対応型及び発災型訓練）年1回</p> <p>4 初期消火訓練、旅客の避難誘導訓練</p> <p>5 非常召集訓練</p> <p>○ 上記訓練のほか、各部、各職場が、交通安全運動や総点検運動期間中などに各種訓練を実施している。</p> <p>○ 関係自治体、警察署、消防署が実施する訓練、講習会等に参加し防災知識の習得に努めている。</p>	<p>表 京急電鉄</p> <p>○ 関係従事員に対し、次の訓練を実施し、事故又は災害発生時に対応できるよう努めている。</p> <p>1 鉄道事故復旧訓練 年1回</p> <p>2 鉄道テロ対策訓練 年1回</p> <p>3 防災訓練（大規模地震を想定した初動対応型訓練及び発災型訓練、列車停止訓練、津波避難訓練、津波避難者受入訓練）年1回</p> <p>4 初期消火訓練、旅客の避難誘導訓練</p> <p>5 非常召集訓練</p> <p>○ 上記訓練のほか、各部、各職場が、交通安全運動や総点検運動期間中などに各種訓練を実施している。</p> <p>○ 関係自治体、警察署、消防署が実施する訓練、講習会等に参加し防災知識の習得に努めている。</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0169	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 小田急電鉄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異常時訓練 各職場単位で起こり得る事故を想定しての復旧訓練、機器取扱い訓練及び非常呼出訓練を定期的の実施している。 また、交通サービス事業本部内各々が参加する異常時総合訓練を年1回実施している。運転事故を想定した以下の内容で実施し、異常時対応の習得に努めている。 1 連絡体制の確立と正確な情報提供 2 障害物の除去と早期復旧作業 3 併発事故の防止 4 旅客の避難誘導と負傷者の手当て 5 代替輸送の手配と正確な旅客対応 ○ 防災訓練 防災の日及び火災予防運動その他必要に応じ関係規程類に基づいて、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転、初期消火等の訓練を実施している。 	<p>表 小田急電鉄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異常時訓練 交通サービス事業本部内各々が参加する異常時総合訓練を年1回実施している。運転事故を想定した以下の内容で実施し、異常時対応の習得に努めている。 1 連絡体制の確立と正確な情報提供 2 障害物の除去と早期復旧作業 3 併発事故の防止 4 旅客の避難誘導と負傷者の手当て 5 代替輸送の手配と正確な旅客対応 6 警察・消防機関との連携 また鉄道各部門では起こり得る事故を想定した事故対応訓練を定期的に実施している。 ○ 防災訓練 防災の日及び火災予防運動その他必要に応じ関係規程類に基づいて、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転、初期消火等の訓練を実施している。
0170	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	5	鉄道事故訓練			<p>表 多摩モノレール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害を想定した次の総合防災訓練を実施する。 1 異常時想定訓練 2 列車緊急停止訓練 3 減速運転訓練 4 非常召集伝達訓練 5 非常参集訓練 6 避難誘導訓練 ○ 現業系係員については、異常時に関する教育訓練を定期的の実施し、現業系係員が迅速・適切な対応ができるよう努めている。 	<p>表 多摩都市モノレール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害を想定した次の各種訓練を実施する。 1 異常時訓練（年2回実施） 2 列車緊急停止訓練 3 減速運転訓練 4 非常召集伝達訓練 5 非常参集訓練 6 避難誘導訓練 ○ 現業系係員については、異常時に関する教育訓練を定期的の実施し、現業系係員が迅速・適切な対応ができるよう努めている。
0171	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	1	防災訓練の充実	7	ガス事故訓練			<p>表 都水道局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス保安法に基づき、保安に関する教育計画を定め、保安意識の高揚、保安技術技能の錬磨、事故・災害に対する教育訓練を実施し災害による被害を最小限にとどめるとともに、被害の拡大を防止する。 1 情報の伝達及び収集訓練 2 初動対応及び応急復旧訓練 3 応急資器材の点検整備訓練 	(削る)
0172	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	2	防災知識の普及					<p>表 東京消防庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 インターネットを活用した広報 事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。 	<p>表 東京消防庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 インターネット等を活用した広報 デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNSを活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。
0173	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	2	防災知識の普及					<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の充実 4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防火・防災意識と防災行動力の向上を図る。 5 都民防災教育センターの活用及び整備 都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。 6 インターネットを活用した教育の推進 インターネット上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の充実 4 地域住民を対象とした組織の育成 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 5 都民防災教育センターの活用及び整備 都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。 6 インターネットを活用した教育の推進 ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。
0174	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	2	防災知識の普及					<p>表 東京ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターコックの閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平素から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡のうえ、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。 	<p>表 東京ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの使用者に対してガス漏れ等の緊急時におけるガス栓、メーターガス栓の閉鎖、ガス機器の取扱い、使用上の注意、安全型ガス機器等について、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞・パンフレット等によって、平素から周知に努める。このほか、消防・警察・報道機関などと連絡のうえ、ガス設備の注意事項について一般への周知を図る。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0175	2	災害予防計画	4	訓練及び防災知識の普及	2	防災知識の普及					表 日赤東京都支部 ○ 一般都民を対象に赤十字救急法・水上安全法・幼児安全法・家庭看護法の講習会を開催し、災害に備えて安全の確保や応急処置についての知識と技術の向上に努める。また、一般都民を対象に、災害救護セミナーを開催し、防災ボランティアの育成を行う。 ○ バンフレット、ポスター等の配布を行うとともに記録ビデオ等の資料貸出を行う。さらに、広報紙・ホームページにおいて適宜防災について掲載し、防災に対する意識の高揚を図る。	表 日赤東京都支部 1 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催 （1）赤十字防災セミナー 災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。 （2）赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。 （3）赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。 （4）赤十字災害救護セミナー 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。 （5）ホームページなどによる情報提供 2 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 3 催事等における救護物資やバネルなどの展示やパンフレットの配布
0176	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上							○ 平成17年(2005年)に発生したJR福知山線脱線事故においては、地元企業が救出搬送に大きく貢献した。この教訓を生かし、大規模事故においても事業所・都民との連携を図る。	(削る)
0177	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	都民等の役割					○ あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。	○ あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路等の確認を行っておく。
0178	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	1	都民等の役割					○ 災害時要援護者がある家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。	○ 避難行動要支援者がある家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。
0179	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	防災市民組織等の強化	1	防災市民組織等の役割			○ 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。 ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 イ 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ウ 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄 エ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知 オ 地域内の災害時要援護者の把握、災害時の支援体制の整備 カ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 キ 行政との連携・協力体制の整備	○ 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。 ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 イ 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ウ 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄 エ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知 オ 地域内の避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制の整備 カ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 キ 行政との連携・協力体制の整備
0180	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	2	防災市民組織等の強化	2	防災市民組織の充実	(1)	防災市民組織の結成促進	○ 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう区市町村に働きかけていく。	○ 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。
0181	2	災害予防計画	5	地域防災力の向上	3	事業所防災体制の強化	2	事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化	(7)	高圧ガス関係防災組織	冷凍部会（6支部） 一般ガス部会（6支部） LP地域防災部会（18支部） LP緊急出動部会（8支部） LPガススタンド部会（8支部）	冷凍部会（4支部） 一般ガス部会（6支部） LPガス地域防災部会（15支部） LPガススタンド部会（2支部）
0182	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働							○ 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアやNPO、区市町村等関係機関との連携を図る。	○ 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。
0183	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア					第1節 一般のボランティア・NPO	第1節 一般のボランティア
0184	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア					1 ボランティア等に対する支援体制の整備 ○ 大規模災害時において、都生活文化スポーツ局は災害対策本部にボランティア部を設置する。同部は、災害時におけるボランティア等への活動支援に関する都の総合的な窓口となる。 ○ 都は、他県等から参集したボランティア等に対して、被災地外の区市町村や関係機関等と連携し、活動を支援する。	(削る)
0185	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携			2 東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	1 東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携
0186	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携			(新設)	○ 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は相互に連携を図る。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0187	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(1)	都生活文化局	(新設)	(1) 都生活文化局
0188	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(1)	都生活文化局	(新設)	表
0189	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(2)	東京ボランティア・市民活動センター	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携	(2) 東京ボランティア・市民活動センター
0190	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(2)	東京ボランティア・市民活動センター	表	表
0191	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(3)	区市町村	(2) 区市町村との連携	(3) 区市町村
0192	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	1	一般のボランティア	1	東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等との連携	(3)	区市町村	表	表
0193	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	1	東京都防災ボランティア	(1)	被災宅地危険度判定士	表 都都市整備局 ○ 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	表 都都市整備局 ○ 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者
0194	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	1	東京都防災ボランティア	(2)	語学ボランティア	表 都生活文化スポーツ局	表 都生活文化局
0195	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	1	東京都防災ボランティア	(2)	語学ボランティア	表 ○ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	表 ○ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)
0196	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京消防庁災害時支援ボランティア			○ 東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年(1995年)7月から開始した。 平成17年(2005年)1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図った。	○ 東京消防庁は、平成7年(1995年)7月から消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。 平成18年(2006年)1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
0197	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京消防庁災害時支援ボランティア			○ 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。	(削る)
0198	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京消防庁災害時支援ボランティア			○ また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊と連携した活動能力の向上を図る。	(削る)
0199	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京消防庁災害時支援ボランティア			表 東京消防庁 ○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たすもの (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	表 東京消防庁 ○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者
0200	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	2	登録ボランティア	2	東京消防庁災害時支援ボランティア			表 東京消防庁 ○ 大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。	表 東京消防庁 ○ 大規模災害発生時に東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施。
0201	2	災害予防計画	6	ボランティア等との連携・協働	3	赤十字ボランティア					表 日赤東京都支部 1 赤十字災害救護ボランティア ○ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティアである。 ○ 平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。	表 日赤東京都支部 1 赤十字災害救護ボランティア ○ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティアである。 ○ 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0202	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	都本部の活動体制	(2)	都本部設置の通知等	<p>○ 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国(消防庁)に通知する。また、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。</p> <p>ア 区市町村長 イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長または代表者 ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空防空指揮群司令官 エ 厚生労働大臣、国土交通大臣 オ 隣接県知事</p>	<p>○ 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国(総務省消防庁)に通知する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。</p> <p>ア 区市町村長 イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者 ウ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官 エ 厚生労働大臣、国土交通大臣 オ 隣接県知事</p>
0203	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	都本部の活動体制	(2)	都本部設置の通知等	<p>○ 知事本局長は、都本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道機関に発表する。</p>	<p>○ 都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。</p>
0204	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	1	都本部の活動体制	(2)	都本部設置の通知等	<p>○ 各局長及び長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。</p>	<p>○ 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。</p>
0205	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	3	本部長等の職務			<p>○ 副本部長は、副知事及び警視総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>○ 副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>
0206	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	3	本部長等の職務			<p>○ 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること イ 本部の職員の動員に関すること ウ 本部における通信施設の保全に関すること エ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること オ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること カ 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。</p>	<p>○ 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 イ 本部の職員の動員に関すること。 ウ 本部における通信施設の保全に関すること。 エ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 オ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。 カ 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。</p>
0207	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	4	本部長室の所掌事務			<p>○ 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。</p> <p>ク 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること</p>	<p>○ 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。</p> <p>ク 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。</p>
0208	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	5	本部派遣員			<p>5 本部派遣員</p> <p>○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。</p> <p>ア 指定地方行政機関 イ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 ウ 区市町村 エ 指定公共機関または又は指定地方公共機関</p>	<p>5 本部派遣員</p> <p>○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。</p> <p>ア 指定地方行政機関 イ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 ウ 区市町村 エ 指定公共機関または又は指定地方公共機関 オ その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体</p>
0209	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	7	本部員代理			<p>○ 本部員代理は、局長が局に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。</p>	<p>○ 本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。</p>
0210	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			<p>表 総務局</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関すること</p>	<p>表 総務局</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関すること。</p>
0211	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			<p>表 知事本局</p> <p>1 報道機関との連絡及び調整に関すること 2 大使館等との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること 4 その他特命に関すること</p>	<p>表 都政策企画局</p> <p>1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 その他特命に関すること。</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0212	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			(新設)	表 戦略政策情報推進本部 1 基盤システムの維持に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
0213	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 青少年・治安対策本部 1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること	表 都民安全推進本部 1 本部長の特命に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
0214	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 東京オリンピック・パラリンピック招致本部 1 本部長の特命に関すること 2 関係機関との連絡及び調整に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること	表 オリンピック・パラリンピック準備局 1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
0215	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 財務局 1 車両の調達に関すること 2 緊急通行車両確認標章の発行等に関すること 3 都有地情報の提供、用地の調整に関すること 4 災害対策関係予算その他財務に関すること 5 社会公共施設等の応急危険度判定に関すること 6 野外受入施設(テント)の調達に関すること 7 本庁舎の防災及び維持管理に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること	表 財務局 1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収容施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
0216	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 生活文化スポーツ局 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)(に関すること 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること 6 私立学校との連絡調整に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること	表 生活文化局 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)(に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6 私立学校との連絡調整に関すること。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 9 災害時における他の局の応援に関すること。
0217	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 都市整備局 1 都市の復興計画の策定に関すること 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること	表 都市整備局 1 都市の復興計画の策定に関すること。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
0218	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			(新設)	表 住宅政策本部 1 住宅の復興計画の策定に関すること。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
0219	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 環境局 1 高圧ガス及び火薬類の法令に定める施設についての情報連絡及び緊急措置に関すること 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること	表 環境局 1 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0220	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 警視庁 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること 3 行方不明者の調査に関すること 4 死体の見分(検視)に関すること 5 交通規制に関すること 6 公共の安全と治安の維持に関すること	表 警視庁 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と治安の維持に関すること。
0221	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 福祉保健局 1 医療及び防疫に関すること 2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること 4 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 6 義援金品の受領及び配分に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること (他の局に属するものを除く。) 8 災害時における他の局の応援に関すること	表 福祉保健局 1 医療及び防疫に関すること。 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。)
0222	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 建設局 1 河川及び海岸堤の保全に関すること 2 砂防、高潮防衛及び排水場施設の保全及び復旧に関すること 3 道路及び橋梁の保全に関すること 4 河川における流木対策に関すること 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること 6 公園等の保全及び災害時の利用に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること	表 建設局 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防衛施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園等の保全、復旧に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
0223	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧に関すること 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達及び受入態勢に関すること 5 港湾における流出油の防御に関すること 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること 7 災害時における他の局の応援に関すること	表 港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。
0224	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること	表 下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
0225	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	8	各局等の分掌事務			表 教育庁 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 5 徒歩帰宅者への支援に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること	表 教育庁 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
0226	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	9	現地災害対策本部の分掌事務等			表 現地災害対策本部 3 設置場所 災害現場または区市町村庁舎等	表 現地災害対策本部 3 設置場所 災害現場又は区市町村庁舎等
0227	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	11	現地派遣所の分掌事務等			図 (都本部の組織図)	図 (都本部の組織図)
0228	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	12	都本部の運営	(5)	都本部と報道機関との連絡	○ 都本部の報道機関に対する発表は、知事本局が都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)または、臨時記者室において行う。	○ 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0229	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	13	都本部の運営を確保する施設	(1)	東京都防災センター	○ 東京都防災センターは、次の機能を有する。 ア 情報収集、蓄積、処理、伝達機能 イ 審議、決定、調整機能 ウ 指揮、命令、連絡機能	○ 東京都防災センターは、次の機能を有する。 ア 情報収集、蓄積、分析、伝達機能 イ 審議、決定、調整機能 ウ 指揮、命令、連絡機能
0230	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	1	東京都災害対策本部の組織・運営	13	都本部の運営を確保する施設	(2)	立川地域防災センター	○ 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めるときは、立川市内に存する都の出先事業所で、その長に理事または参事をもちて充てる所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。	○ 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めるときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。
0231	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	2	第2節 応急対策本部の組織・運営					(新設)	第2節 応急対策本部の組織・運営 (全文)
0232	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部の設置	1	災害即応対策本部の設置			○ 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めるときに設置する。 (1) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき (2) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき	○ 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めるときに設置する。 (1) 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき (2) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき (3) 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき
0233	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部の設置	2	災害即応対策本部の組織			表 本部長 危機管理監	表 本部長 ○ 危機管理監 ○ 知事が必要と認めるときは知事が指名する副知事
0234	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部の設置	2	災害即応対策本部の組織			表 設置要件	(削除)
0235	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部の設置	2	災害即応対策本部の組織			(新規)	表 副本部長 ○ 総合防災部長 ○ 知事が必要と認めるときは危機管理監及び総合防災部長
0236	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	3	災害即応対策本部の設置	2	災害即応対策本部の組			自衛隊に対する災害派遣要請の検討	その他必要な応急対策
0237	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	危機管理対策会議の招集					(新設)	第4節 危機管理対策会議の招集
0238	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	4	危機管理対策会議の招集	1	危機管理対策会議の招集			(新設)	1 危機管理対策会議の招集 ○ 危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。
0239	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	5	区市町村の活動体制					第3節 区市町村の活動体制	第5節 区市町村の活動体制
0240	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	5	区市町村の活動体制	1	責務			○ 区市町村は、当該区市町村の区域に大きな火災または不測の事故が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。	○ 区市町村は、当該区市町村の区域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。
0241	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	6	防災機関の活動体制					第4節 防災機関の活動体制	第6節 防災機関の活動体制
0242	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	緊急対処事態対策本部への移行					第5節 緊急対処事態対策本部への移行	第7節 緊急対処事態対策本部への移行
0243	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	緊急対処事態対策本部への移行					○ 都の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに災害即応対策本部または災害対策本部を廃止し、緊急対処事態対策本部へ体制を移行する。	○ 都の地域において発生した事案が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに災害即応対策本部又は災害対策本部を廃止し、緊急対処事態対策本部へ体制を移行する。
0244	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	緊急対処事態対策本部への移行					図	図
0245	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	緊急対処事態対策本部への移行					○ 都の地域において発生した事故災害がテロ等によるものであっても、政府による事態認定が行われなかった場合、都は、災害即応対策本部、応急対策本部または災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。	○ 都の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく措置となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案の場合、都は、災害即応対策本部又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0246	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	7	緊急対処事態対策本部への移行					(新設)	○ 災害対策基本法等に基づく措置には、いわゆるCBRNE災害又はこれが発見される事案に対する対処を含む。この際、CBRNE災害はテロによるものだけでなく、平常時の事故を含むことも留意する。
0247	3	災害応急・復旧対策計画	1	初動態勢	8	現地連絡調整所の設置					第6節 現地連絡調整所の設置	第8節 現地連絡調整所の設置
0248	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制					8 携帯電話被災情報システムの活用 ○ あらかじめ登録された都職員などの情報提供者は、災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を都総務局総合防災部に送信する。 ○ 都総務局総合防災部は、それらの情報により被災状況等を迅速に把握し、初動対応・応急対策実施等の判断材料として活用する。	(削る)
0249	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	通信連絡系統	(1)	大規模事故等に係る通報経路図	○ NBC災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。また、都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため都総務局から通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。	○ CBRNE災害等に対しては、関係防災機関との連携を密にし、情報連絡を行う。 また、都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため都総務局から通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。
0250	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	通信連絡系統	(3)	区市町村	○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部または国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。	○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。
0251	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	通信連絡系統	(4)	通信連絡態勢の確立	4 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。	4 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
0252	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	1	通信連絡系統	(4)	通信連絡態勢の確立	○ 危機管理監は、次により通信統制を実施する。 1 全回線または任意の回線についてその発着信を統制し、また、時限統制を行う。 2 任意の話中回線に割り込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。 3 都本部と任意の防災機関との間に直通回線(ホットライン)を設定する。	○ 危機管理監は、次により通信統制を実施する。 1 特定の回線について発着信規制、及び通話時間規制を行う。 2 任意の話中回線への割り込み通話、及びその回線の強制切断を行う。
0253	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	2	通信施設の整備及び運用			(新設)	○ 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地对策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
0254	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	2	通信施設の整備及び運用			○ 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。	○ 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
0255	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	3	電気通信設備の優先利用(電報の優先利用)			3 電気通信設備の優先利用(電報の優先利用)	3 電気通信設備の優先利用(電報の優先利用)
0256	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	3	電気通信設備の優先利用(電報の優先利用)			○ 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保については、それぞれ「非常または緊急通話」、「非常または緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続または配達する。	○ 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する電報の確保については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達する。
0257	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	4	非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)			○ 受発信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。	○ 受発信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。
0258	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	4	非常無線通信の利用(電波法第52条第1項第4号に定める非常通信)			4 非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)	4 非常通信の利用(電波法第52条第1項第4号に定める非常通信)
0259	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	4	非常無線通信の利用(電波法第52条第1項第4号に定める非常通信)			○ なお、アマチュア無線を活用する場合は、社団法人アマチュア無線連盟東京都支部を経由して情報収集を行う。	○ なお、アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人アマチュア無線連盟東京都支部を経由して情報収集を行う。
0260	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	1	情報連絡体制	5	総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用			○ 八都県市の基本的な通信手段は、地域衛星通信ネットワークとする。	○ 九都県市の基本的な通信手段は、地域衛星通信ネットワークとする。
0261	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達					気象庁予報部	気象庁大気海洋部予報課
0262	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報			○ 火災等の発生に密接な関連のある気象情報の発表基準は、次のとおりである。	○ 火災等の発生に密接な関連のある気象情報は次のとおりである。
0263	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(1)	火災気象通報	(新設)	(1) 火災気象通報

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0264	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(1)	火災気象通報	(新設)	消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象庁予報部が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて区市町村や各消防署等に伝達される。
0265	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(2)	火災気象通報の実施基準	(新設)	(2) 火災気象通報の実施基準
0266	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(2)	火災気象通報の実施基準	表	削除
0267	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(2)	火災気象通報の実施基準	(新設)	表
0268	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(3)	火災気象通報の実施官署、担当区域	(2) 火災気象通報の実施官署、担当区域	(3) 火災気象通報の実施官署、担当区域
0269	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(3)	火災気象通報の実施官署、担当区域	表 気象庁予報部 東京都（八丈島測候所の担当区域及び小笠原村を除く。）	表 気象庁予報部 東京都
0270	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	1	気象情報	(3)	火災気象通報の実施官署、担当区域	表 八丈島測候所 三宅支庁及び八丈支庁管内	(削る)
0271	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	3	気象情報の収集及び伝達			表 都 ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、または自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。	表 都 ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。
0272	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	3	気象情報の収集及び伝達			表 区市町村 ○ 警報及び重要な注意報について、都、警察署またはNTTからの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、都民に周知する。	表 区市町村 ○ 警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、都民に周知する。
0273	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	2	災害予警報等の伝達	3	気象情報の収集及び伝達			表 NTT東日本 ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT虎ノ門センターに通知された警報は、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達には、電話、電信回線を使用する。 ○ 警報の取扱順位等 1 警報はすべての通信に優先して取り扱う。 2 警報は30分以内に通報する。 3 警報の伝達料金は無料とする。	表 NTT東日本 ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された警報は、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。
0274	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	1	被害状況の報告・伝達系統			図	図
0275	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			(新設)	○ 関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。
0276	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 区市町村 表追加	
0277	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 区市町村 2 報告の方法 原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。)	表 区市町村 2 報告の方法 原則として、システム端末(DIS)の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。)
0278	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 都福祉保健局 ○ 毒劇物保管施設及び放射性同位元素(RI)使用施設に対し、事故時には所管保健所、警察署及び消防署への連絡通報を行わせる。	表 都福祉保健局 ○ 毒劇物保管施設及び放射性同位元素(RI)使用施設に対し、事故時には所管保健所、警察署及び消防署への連絡通報を行わせる。
0279	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			(新規)	表 都建設局 ○ 河川内で流出油事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡系統に基づき、関係部署及び機関に情報の伝達を行う。
0280	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 都水道局 ○ 局施設の高圧ガス等に事故が発生した場合は、事故時の処置、手順等を定めた連絡系統に基づき、情報の収集、伝達を行う。	(削る)

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0281	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 第三管区海上保安庁 ○ 海難事故等の情報を入手した場合は、直ちに巡視船艇、航空機の使用または関係機関との緊密な連絡により情報を収集し、海上保安庁の関係部署に通報するとともに、必要があれば都、排出油等防除協議会の会員及び関係防災機関等に通報する。	表 第三管区海上保安庁 ○ 海難事故等の情報を入手した場合は、直ちに巡視船艇、航空機による対応及び関係機関との緊密な連絡により情報を収集するとともに、必要があれば都、排出油等防除協議会の会員及び関係防災機関等に通報する。
0282	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 都交通局 ○ 大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を運輸指令区その他必要箇所へ報告する。 ○ 運輸指令区は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所等に事故状況、復旧状況等を連絡し、また、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ○ 都総務局、監督官庁、報道機関等に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。	表 都交通局 ○ 大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を総合指令所その他必要箇所へ報告する。 ○ 総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所等に事故状況、復旧状況等を連絡し、また、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 ○ 都総務局、監督官庁、報道機関等に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。
0283	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 京浜急行 ○ 事故が発生したとき、または事故を発見もしくは事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報規程の定めるところにより関係箇所へ報告する。 ○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報して協力を要請する。 ○ 救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、警察署、消防署、救急医療機関等への救援依頼が必要と認められる場合は、救援を要請する。	表 京急電鉄 ○ 事故が発生したとき、又は事故を発見若しくは事故の通報を受けたときは、直ちに鉄道事故・災害対策規程の定めるところにより関係箇所へ報告する。 ○ 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報して協力を要請する。 ○ 救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、警察署、消防署、救急医療機関等への救援依頼が必要と認められる場合は、救援を要請する。
0284	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 多摩モノレール	表 多摩都市モノレール
0285	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	3	被害状況等の報告体制	2	各機関の報告体制			表 東海汽船 ○ 船舶に事故が発生したときは、船長は、直ちに運航管理者(本社応急対策部長)または副運航管理者(現地応急対策部長)に通報する。	表 東海汽船 ○ 船舶に事故が発生したときは、船長は、直ちに運航管理者又は副運航管理者に通報する。
0286	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			(新設)	○ 都災害対策本部は警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。
0287	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			(新設)	○ 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。
0288	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			図	図
0289	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 都 ○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、またはその他の状況により必要と認めるときは、都知事本局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示または要請を行う。 ○ 都知事本局は、都本部から指示があったとき、またはその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 防災TwitterやLアラート（災害情報共有システム）などの情報提	表 都 ○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 防災TwitterやLアラート（災害情報共有システム）などの情報提
0290	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			(新設)	表 政策企画局 ○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成
0291	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 都生活文化スポーツ局 ○ 管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、都生活文化スポーツ局の広報媒体を最大限に利用して、必要な広報を行う。	表 都生活文化局 ○ 管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、都生活文化局の広報媒体を最大限に利用して、必要な広報を行う。
0292	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 都福祉保健局 ○ 毒物・劇物保管施設及びRI使用施設で事故があった場合は、患者、住民等の不安を除去するため、地元区市町村、警察署、消防署等の機関と協議のうえ、広報活動を行う。	表 都福祉保健局 ○ 毒物・劇物保管施設及びRI使用施設で事故があった場合は、患者、住民等の不安を除去するため、地元区市町村、警察署、消防署等の機関と協議のうえ、広報活動を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0293	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			(新設)	表 港湾局 ○ 東京都管空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、関係機関と調整の上、確認されている事実の公表等、速やかに広報活動を行う。
0294	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 都水道局 ○ 局施設の高圧ガス等に事故が発生した場合は、必要に応じ、近隣住民に対し、混乱防止のため適切な広報活動を実施する。	表 都水道局 ○ 大規模事故により、局施設、給水に影響がある場合は、住民等に必要な広報を行う。
0295	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 東京消防庁 ○ 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、インターネット等により、時宜広報活動を行う。	表 東京消防庁 ○ 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等により、時宜を得た広報活動を行う。
0296	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 東京ガス ○ ガス漏れ通報受け時は、ガス栓またはメーターコックの閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等必要と思われる措置をとるよう通報者に要請する。	表 東京ガス ○ ガス漏れ通報受け時は、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等必要と思われる措置をとるよう通報者に要請する。
0297	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 都交通局 ○ 大規模事故が発生した場合の広報活動は、旅客及び報道機関に対して、事故の概要、運転状況、振替輸送等の案内、復旧見込み等について行う。 1 都電の旅客に対しては、営業所から各停留場の放送設備を利用して行うほか、電車の乗務員が車内放送により行う。 2 都営地下鉄の旅客に対しては、各駅で放送設備を利用して行うほか、掲示物を掲出する。また、乗客に対しては、列車の乗務員が車内放送により行う。また、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客への広報を依頼する。 3 日暮里・舎人ライナーの旅客に対しては、指令区もしくは駅務係員から各駅の放送設備を利用して行うほか、運転係員が車内放送により行う。 4 報道機関に対しては、総務部お客様サービス課で情報をとりまとめ発表する。 5 インターネットによる情報提供を必要に応じて行う。	表 都交通局 ○ 大規模事故が発生した場合の広報活動は、旅客及び報道機関に対して、事故の概要、運転状況、振替輸送等の案内、復旧見込み等について行う。 1 都電の旅客に対しては、営業所から各停留場の放送設備を利用して行うほか、電車の乗務員が車内放送により行う。 2 都営地下鉄の旅客に対しては、各駅の放送設備や、改札口付近のモニターを利用して行うほか、掲示物を掲出する。 また、乗客に対しては、列車の乗務員が車内放送により行う。また、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客への広報を依頼する。 3 日暮里・舎人ライナーの旅客に対しては、指令区若しくは駅務係員から各駅の放送設備や改札口付近のモニターを利用して行うほか、運転係員が車内放送により行う。 4 報道機関に対しては、総務部お客様サービス課で情報をとりまとめ発表する。 5 ホームページやSNSによる情報提供を必要に応じて行う。
0298	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 京浜急行	表 京急電鉄
0299	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 小田急電鉄 ○ 大規模災害時の広報は、駅放送、車内放送、掲示板及び小田急ホームページ、その他報道機関等を通じて、旅客、公衆に対し、次の内容による広報を行う。 1 被害の状況、復旧の見込み 2 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 3 振替、代替輸送の状況 4 避難所、避難経路(付近の広場、空地等)	表 小田急電鉄 ○ 大規模災害時の広報は、駅放送、車内放送、掲示板及びホームページ、その他報道機関等を通じて、旅客、公衆に対し、次の内容による広報を行う。 1 被害の状況、復旧の見込み 2 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 3 振替、代替輸送の状況
0300	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 東京臨海高速鉄道 ○ 運輸指令室長は災害発生時の報告を受けた場合は、消防署及び警察署へ通報し、必要により救援出動を要請する。	(削る)
0301	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 多摩モノレール ○ 旅客・公衆に対し、放送装置、案内表示装置また掲示等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。	表 多摩都市モノレール ○ 利用者に対し、放送装置、案内表示装置、多摩モノレールホームページ、SNS、掲示等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。 また、必要に応じて報道機関等にも伝達する。
0302	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	1	広報活動			表 首都圏新都市鉄道 ○ 利用者に必要な情報をホームページに掲載する。適宜報道機関に発表する。	表 首都圏新都市鉄道 ○ 利用者に対し、放送装置、案内表示装置、ホームページ、SNS等を活用し、列車の運転状況・復旧見込み等の情報を広く周知させる。適宜報道機関に発表する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0303	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	2	避難勧告等の情報伝達			<p>○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。</p> <p>1 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</p> <p>2 伝達する情報 (1) 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。) (2) 避難勧告 (3) 避難指示 (4) 警戒区域の設定</p>	<p>○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。</p> <p>1 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</p> <p>2 伝達する情報 (1) 避難準備情報・高齢者等避難開始(要配慮者向け準備情報を含む。) (2) 避難勧告 (3) 避難指示(緊急) (4) 警戒区域の設定</p>
0304	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	3	広聴活動			<p>表 都生活文化スポーツ局 ○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の解決に努める。</p>	<p>表 都生活文化局 ○ 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。</p>
0305	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	3	広聴活動			<p>表 区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。</p>	<p>表 区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。</p>
0306	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(1)	都本部からの発表	<p>○ 都本部からの発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。</p>	<p>○ 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。</p>
0307	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(1)	都本部からの発表	<p>○ 都本部の報道機関への窓口は、都知事本局とする。</p>	<p>○ 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。</p>
0308	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(1)	都本部からの発表	<p>○ 都本部の決定事項及び各局の発表事項は、都知事本局が行う。</p>	<p>○ 都本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。</p>
0309	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(1)	都本部からの発表	<p>○ 夜間または勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、総務局総合防災部が発表を行う。</p>	<p>○ 夜間又は勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、都総務局総合防災部が発表を行う。</p>
0310	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(1)	都本部からの発表	<p>(新設)</p>	<p>○ 都災害対策本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整・整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。</p>
0311	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(2)	警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表	<p>(2) 警視庁・東京消防庁からの発表 ○ 警視庁及び東京消防庁が収集した被害情報等については、それぞれの庁内記者クラブにおいて発表する。</p>	<p>(2) 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表 ○ 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。</p>
0312	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	4	災害時の広報及び広聴活動	4	報道機関への発表	(3)	各防災機関からの報道機関への発表	<p>(3) 各防災機関からの発表 ○ 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、都本部においても発表する。</p>	<p>(3) 各防災機関からの報道機関への発表 ○ 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて、都本部においても発表する。</p>
0313	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	5	災害時の放送要請、報道要請	1	放送要請			<p>○ 放送要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。</p>	<p>○ 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。 なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。</p>
0314	3	災害応急・復旧対策計画	2	情報の収集・伝達	5	災害時の放送要請、報道要請	2	報道要請			<p>○ 報道要請については、都知事本局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。</p>	<p>○ 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。 なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。</p>
0315	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用					<p>○ 大規模事故については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、厚生労働大臣に情報を提供する。</p>	<p>○ 大規模事故については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。</p>
0316	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	4	救助法の適用手続			<p>○ 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局)にその旨を連絡する。</p>	<p>○ 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。</p>
0317	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	4	救助法の適用手続			<p>○ 知事は、区市町村からの報告または要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、厚生労働大臣に通知または報告する。</p>	<p>○ 知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0318	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	4	救助法の適用手続			公告 ○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。 平成○年○月○日	公告 ○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。 令和○年○月○日
0319	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類			○ 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (7) 災害にかかった住宅の応急修理 (8) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬 (11) 死体の捜索及び処理	○ 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
0320	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	1	災害救助法の適用	5	救助の種類			○ 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。	○ 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。
0321	3	災害応急・復旧対策計画	3	災害救助法の適用	4	従事命令等	2	従事命令を受けたものの実費弁償			表	表
0322	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	1	応援協力	2	防災機関等の応援協力	(3)	防災機関相互間の応援協力	表 東京消防庁と東京海上保安部との業務協定 ○ 京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、昭和44年(1969年)8月に業務協定を締結している。	表 東京消防庁と東京海上保安部との業務協定 ○ 京浜港東京区全水域における消火活動及び火災予防の活動を円滑に実施するため、東京消防庁と東京海上保安部との間において、平成31年(2019年)4月に業務協定を締結している。
0323	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	1	応援協力	5	公共的団体等との応援協力体制の確立			○ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。 (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること (6) 被災状況の調査に協力すること (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること (8) 罹災証明書交付事務に協力すること (9) その他の災害応急対策業務に協力すること	○ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。 (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。 (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。 (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。 (6) 被災状況の調査に協力すること。 (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。 (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。 (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。
0324	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	1	応援協力	3	地方公共団体との広域的な応援協力		(新設)	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあつせん、施設若しくは業務の提供及び又はそれらのあつせん、ブロックによる連絡調整等 震災時等の相互応援に関する協定 物資等の提供及びあつせん、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあつせん、応援の自主出動、カバード県応援拠点都県の設置、資料の交換、連絡会議の設置、応援経費の負担等 九都県市災害時相互応援に関する協定 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん、火葬場及びし尿等処理施設の提供及びあつせん、応援の自主出動、応援調整都県市の設置、現地連絡本部の設置等 関西広域連連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定 職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供・資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両・ヘリコプター・船舶等の輸送手段の確保、医療支援、その他被災した構成都府県市が要請した措置等 2 1大都市災害時相互応援に関する協定 飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出、応急復旧時等に必要資機材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両	

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0325	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	2	災害派遣要請の手続等	(3)	自衛隊との連絡	イ 連絡班の相互派遣 ○ 都総務局は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊防空指揮群本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。	イ 連絡班の相互派遣 ○ 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
0326	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	2	災害派遣要請の手続等	(3)	自衛隊との連絡	ウ 連絡所の設置 ○ 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため、東京都防災センター内に自衛隊連絡所を設置する。	ウ 連絡所の設置 ○ 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、東京都内に自衛隊現地調整所を設置する。
0327	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	2	災害派遣要請の手続等	(4)	災害派遣部隊の受入体制	ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報 ○ 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。	ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報 ○ 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。
0328	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	2	災害派遣要請の手続等	(5)	災害派遣部隊の撤収要請	○ 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。	○ 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。
0329	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	2	災害派遣要請の手続等	(6)	経費の負担	○ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。	○ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊等と協定を締結する。
0330	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	3	災害派遣部隊の活動内容		(新設)		表 都の域内を担当する組織 ○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
0331	3	災害応急・復旧対策計画	4	応援協力・派遣要請	2	派遣要請	4	災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第1師団）			表	表
0332	3	災害応急・復旧対策計画	5	消防活動	2	活動態勢	2	部隊の運用等		(新設)		○ 東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに理事を部隊長とする統合機動部隊を運用する。
0333	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策							○ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油、流木事故等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。	○ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。
0334	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策						(新設)		○ 地方公共団体は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。
0335	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	2	高圧ガス保管施設の応急活動					図	図
0336	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	2	高圧ガス保管施設の応急活動					図	図
0337	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	2	高圧ガス保管施設の応急活動					表 都環境局 図	表 都環境局 図
0338	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					○ 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は次のとおりである。	○ 毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の機関別対応措置は次のとおりである。
0339	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					(1) 毒物・劇物事故通報体制系統図	(削る)
0340	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					図	(削る)

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0341	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					(2) 機関別対応措置	(削る)
0342	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					表 都福祉保健局 ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。	(削る)
0343	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	4	毒物・劇物取扱施設の応急活動					表 都教育庁 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止	表 都教育庁 3 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止
0344	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	5	放射線使用施設等の応急対策					○ 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、または発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。 文部科学大臣は、その必要を認め、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。	○ 災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。 原子力規制委員会は、その必要を認め、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
0345	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	6	危険物郵送車両の応急対策	1	高圧ガス等輸送車両の応急対策			表 第三管区海上保安本部 ○ 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (資料第43 危険物搭載船の専用岸壁 P304) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内の危険物積載船舶に対する、必要に応じた移動命令、または航行の制限もしくは禁止 4 港長公示第161号(昭和41年2月8日)に基づく、次の事項に関する規制の徹底 (1) 危険物荷役専用棧橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行・停泊の禁止 (2) 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・停泊、作業の禁止	○ 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して災害の実態に応じて次の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (資料第43 危険物搭載船の専用岸壁 P339) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内の危険物積載船舶に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限もしくは禁止 4 港長公示第30-1号(平成30年1月31日)に基づく、次の事項に関する規制の徹底 (1) 危険物荷役専用棧橋において液化ガス積載船の荷役中における当該船舶より30m以内の他の一般船舶の航行、停泊の禁止 (2) 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用棧橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行、停泊、作業の禁止
0346	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	6	危険物郵送車両の応急対策	1	高圧ガス等輸送車両の応急対策			表 J R貨物 ○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車等応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。	表 J R貨物 ○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。
0347	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	6	危険物郵送車両の応急対策	2	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策			○ 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において、次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられることとなった。	○ 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。
0348	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	6	危険物郵送車両の応急対策	2	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	(1)	事故時の連絡態勢	図	図
0349	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	6	危険物郵送車両の応急対策	2	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	(2)	事故時の対応措置	表 国の省庁の対応 (文部科学省) (経済産業省) (国土交通省) (警察庁) (消防庁) (海上保安庁) ○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。	表 国の省庁の対応 (原子力規制委員会) (原子力防災会議事務局) (内閣府) (国土交通省) (警察庁) (消防庁) (海上保安庁) ○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0350	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策					第7節 流出油等、流木の応急対策	第7節 流出油等の応急対策
0351	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策	1	流出油等応急対策			表 第三管区海上保安本部 10 タンカーバージによる残油瀦取りの指導、助言を行う。 11 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、(独)海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。	表 第三管区海上保安本部 10 タンカーバージによる残油瀦取りの指導、助言を行う。 11 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
0352	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策	1	流出油等応急対策			表 東京消防庁 7 タンカーバージによる残油瀦取りを関係機関へ要請する。	表 東京消防庁 7 タンカーバージによる残油瀦取りを関係機関へ要請する。
0353	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策	1	流出油等応急対策			表 都港湾局、都消防局 ○ 災害発生時の作業態勢 1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢及び救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2 関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張する。 3 関係機関と協力し油吸着剤、油処理剤等を散布する。 4 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 関係機関と連携し現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6 人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊へ出動要請を行う。 7 油処理剤等資材を確保する。 8 その他関係機関に対する協力要請を行う。 ○ その他 その他必要措置を行う	表 都港湾局、都消防局、都建設局 ○ 災害発生時の作業態勢 1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢及び救助活動・油拡散防止体制を確立する。 2 関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近へオイルフェンスを展張する。 3 関係機関と協力し油吸着剤、油処理剤等を散布する。 4 警戒及び立入制限等 (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 関係機関と連携し現場の立入制限、禁止区域及び付近の警戒にあたる。 5 関係機関と協力して必要な応急資器材の緊急輸送に協力する。 6 人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため自衛隊へ出動要請を行う。 7 油処理剤等資材を確保する。 8 その他関係機関に対する協力要請を行う。 ○ その他 その他必要措置を行う
0354	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策	1	流出油等応急対策			(新設)	表 沿岸区 ○ 区管理河川におけるオイルフェンスの展張、油処理剤等の散布を行う。
0355	3	災害応急・復旧対策計画	6	危険物事故の応急対策	7	流出油等の応急対策	2	流木応急対策			2 流木応急対策 (1) 都は、流出材木が発生した場合には、直ちに関係機関に連絡するとともに、利用者に対し、最寄りの貯木場に収容し結束するよう指示する。 (2) 東京消防庁は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防艇等を出場させ監視警戒にあたる。 (3) 港湾区域及び運河筋における貯木能力は、貯木可能面積731,776㎡(平成20年(2008年)9月1日現在)である	(削る)
0356	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	2	航空機事故					表 東京消防庁 ○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の対象物出場計画により対応する。 2 東京国際空港外(市街地等)の事故の場合 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する。(東京空港事務所との協定) 2 東京国際空港救急医療緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。	表 東京消防庁 ○ 活動体制 1 東京国際空港内の事故の場合 東京消防庁の航空機火災出場計画等により対応する。 2 東京国際空港外(市街地等)の事故の場合 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 活動の協定及び計画 1 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する。(東京空港事務所との協定) 2 東京国際空港緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。
0357	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	2	航空機事故					表 都港湾局 ○ ヘリポート等及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関(警視庁・消防庁、区等の関係機関)の協力のもとに管理事務所内に現場指揮所を設置し、有効な活動を行う。 ○ 島しょにおいては、海上保安庁、地元町村役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。	表 都港湾局 ○ 調布飛行場及び東京ヘリポート並びにその周辺の航空機事故については、各管理事務所内に現地対策本部を設置し、関係機関(警視庁・消防庁、東京航空局等の関係機関)の協力のもとに、有効な活動を行う。 ○ 島しょの各空港及びその周辺においては、各支庁に現地対策本部を、各管理事務所内に現場指揮所を設置し、東京航空局、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。 ○ 活動の要領は、各空港の緊急時対応計画等に基づき

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0358	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	2	航空機事故					表 東京空港事務所 ○ 活動の要領は、以下に基づく。 1 東京国際空港救急医療緊急計画 2 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(東京消防庁との協定)	表 東京空港事務所 ○ 活動の要領は、以下に基づく。 1 東京国際空港緊急計画 2 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(東京消防庁との協定)
0359	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	2	航空機事故					表 都及び関係防災機関 ○ 事故時の応急措置 1 緊急連絡通報 ○ 航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) (2) 事故発生の日時、場所 (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 (4) その他必要事項 2 現地連絡所等の設置 ○ 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。	表 都及び関係防災機関 ○ 事故時の応急措置 1 緊急連絡通報 ○ 航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) (2) 事故発生の日時、場所 (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 (4) その他必要事項 2 現地連絡所等の設置 ○ 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
0360	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 都交通局 ○ 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合または発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱心得、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係告示等により処理する。	表 都交通局 ○ 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係告示等により処理する。
0361	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 都交通局 事故対策本部の組織及び任務 表	表 都交通局 事故対策本部の組織及び任務 表
0362	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 京浜急行 ○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、誘発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急処置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。	表 京急電鉄 ○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先とし、併発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急処置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。
0363	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 小田急電鉄 ○ 事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急処置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めるときは、災害現場に「現場事故対策本部」をまた、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。	表 小田急電鉄 事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急処置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めるときは、現地に「現地対策本部」を、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。
0364	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 東京臨海高速鉄道 ○ 事故が発生した場合は、旅客及び輸送の安全確保を第一とし、早期回復、損害の拡大防止に努める。その状況により災害対策本部を設置する。	表 東京臨海高速鉄道 ○ 事故が発生した場合は、旅客の人命救助を第一とし、輸送の早期回復、損害の拡大防止に努める。その状況により災害対策本部を設置する。
0365	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	3	鉄道事故					表 多摩モノレール ○ また、事故復旧対策本部を設置するとともに、必要により現地対策本部を設置する。	表 多摩都市モノレール ○ また、災害・事故等対策本部を設置するとともに、必要により現地対策本部を設置する。
0366	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	4	道路・橋梁・トンネル事故					表 関東地方整備局 東京国道	表 関東地方整備局
0367	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	4	道路・橋梁・トンネル事故					表 関東地方整備局 ○ 東京国道が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、または発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施	表 関東地方整備局 ○ 関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0368	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	5	ガス事故					表 東京ガス ○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、ガスメーターコック、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。	表 東京ガス ○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。
0369	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	6	CBRNE災害					第6節 NBC災害	第6節 CBRNE災害
0370	3	災害応急・復旧対策計画	7	大規模事故時の応急対策	6	CBRNE災害					○ NBC災害等の被害を最小限に留めるため、第2部「災害予防計画」第3章「大規模事故対策」第6節「NBC災害」(P●)で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。	○ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第2部「災害予防計画」第3章「大規模事故対策」第6節「CBRNE災害」(P●)で定めた計画に基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。
0371	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	1	警備	2	警備活動			表 警視庁 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難・誘導 3 行方不明者の調査 4 死体の見分(検視) 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持	表 警視庁 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難・誘導 3 行方不明者の調査 4 遺体の調査等及び検視 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持
0372	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	1	警備	3	その他			表 警視庁 ○ 区市町村に対する協力 1 区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 2 区市町村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。	表 警視庁 ○ 区市町村に対する協力 1 区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 2 区市町村の災害応急対策に従事する車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。
0373	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	2	交通規制					表 警視庁 4 緊急通行車両等の確認 災害発生時、必要により交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止または制限され、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。都においては、次のとおり行う。	警視庁 4 緊急通行車両等の確認 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。 緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の公安委員会等で行うことができる。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0374	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	2	交通規制					表 警視庁 (1) 緊急通行車両等の種類 ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告または指示に使用されるもの イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの ウ 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの ク 緊急輸送の確保に使用されるもの ケ 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの コ その他災害発生を防御または拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの	表 警視庁 (1) 緊急通行車両等の種類 ア 緊急通行車両 次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両 (ア) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの (オ) 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの (ケ) その他災害発生を防御又は拡大の防止に使用されるもの イ 規制除外車両
0375	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	2	交通規制					表 警視庁 (3) 確認手続等 ア 事前届出 災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下、「届出済証」という。)を申請者に交付する。	表 警視庁 (3) 確認手続等 ア 事前届出 災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。
0376	3	災害応急・復旧対策計画	8	警備交通規制	2	交通規制					表 警視庁 (5) 交通規制除外車両 ○ 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむをえないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。	(削る)
0377	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難							○ 事故災害に伴う住民の避難に備えて、事前に避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設など、避難態勢を確保する。	○ 事故災害に伴う住民等の避難に備えて、事前に避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設など、避難態勢を確保する。
0378	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難							(新設)	○ 平成25年6月に改正された災害対策基本法第49条の4で、指定緊急避難場所について定められた。 区市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所に指定することとされた。
0379	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難							(新設)	○ 同法第49条の7では指定避難所について定められた。 区市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のため必要な間滞在させ、又は自らの居住する場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定することとされた。
0380	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	3	指定緊急避難場所の確保・周知					(新設)	第3節 指定緊急避難場所の確保・周知
0381	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	3	指定緊急避難場所の確保・周知					(新設)	表

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0382	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	3	指定緊急避難場所等の確保・周知					(新設)	区市町村 ○ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
0383	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営					第3節 避難所の解説・運営	第4節 避難所の解説・運営
0384	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(1)	避難所の事前指定	表 区市町村 ○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。	表 区市町村 ○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所を含む）を指定し、住民に周知しておく。
0385	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(1)	避難所の事前指定	区市町村 ○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 ア 避難所は、原則として、町会(または又は自治会)または又は学区を単位として指定する。 イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。 ウ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり1人とする。	区市町村 ○ 指定基準は、おおむね次のとおりとする。 ア 原則として、町会(または又は自治会)または又は学区を単位として指定する。 イ 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。 ウ 受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。 エ 災害対策基本法施行令第20条の6に掲げる基準
0386	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(1)	避難所の事前指定	表 区市町村 ○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。	表 区市町村 ○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に実行等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
0387	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(1)	避難所の事前指定	(新設)	区市町村 ○ 新たな感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める
0388	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(2)	避難所の開設	(新設)	表 都福祉保健局 ○ 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
0389	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(2)	避難所の開設	(新設)	表 区市町村 ○ 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。
0390	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(2)	避難所の開設	表 区市町村 ○ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。	表 区市町村 ○ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
0391	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(2)	避難所の開設	表 区市町村 ○ 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。	表 区市町村 ○ 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供給されるまでの間とする。
0392	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	(3) 二次避難所（福祉避難所）の開設	(3) 福祉避難所の開設
0393	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 都福祉保健局 ○ 東京都災害情報システム(DIS)または区市町村からの報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の開設状況を把握する。	表 都福祉保健局 ○ 東京都災害情報システム(DIS)又は区市町村からの報告に基づき、福祉避難所の開設状況を把握する。
0394	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 都福祉保健局 ○ 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。	表 都福祉保健局 ○ 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
0395	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 都福祉保健局 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所(福祉避難所)としての役割を果たせるように連絡調整する。	表 都福祉保健局 ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。
0396	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	(新設)	○ 東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村又は他道府県からの福祉応援職員との総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所、社会福祉施設へ応援職員を派遣する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0397	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 区市町村 ○ 自宅や避難所で生活している災害時要援護者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。	表 区市町村 ○ 自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
0398	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 区市町村 ○ 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。	表 区市町村 ○ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
0399	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	表 区市町村 ○ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。	表 区市町村 ○ 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
0400	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	1	避難所の開設等	(3)	福祉避難所の開設	(新設)	○ 福祉避難所、社会福祉施設において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
0401	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	2	避難所の管理運営			表 都福祉保健局 ○ 区市町村が避難所を管理運営する際の指針として、平成20年（2008年）3月に「避難所管理運営の指針（区市町村向け）（平成19年度改訂版）」を作成・配布した。	表 都福祉保健局 ○ 区市町村が避難所を管理運営する際の指針として、「避難所管理運営の指針（平成29年度改訂版）」を作成・配布した。
0402	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	2	避難所の管理運営		(新設)	都福祉保健局 ○ 指針の改定にあたっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて対応する。	
0403	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	2	避難所の管理運営			表 都教育庁 ○ 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。	表 都教育庁 ○ 避難所に指定されている都立学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。
0404	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	2	避難所の管理運営		(新設)	区市町村 ○ 指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。	
0405	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	2	避難所の管理運営		(新設)	区市町村 ○ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める	
0406	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 都福祉保健局 ○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。	表 都福祉保健局 ○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
0407	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 都福祉保健局 ○ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入態勢を整備させる。	表 都福祉保健局 ○ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。
0408	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 都福祉保健局 ○ 災害時要援護者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。	表 都福祉保健局 ○ 要配慮者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。
0409	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 区市町村 ○ 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。	表 区市町村 ○ 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
0410	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 区市町村 ○ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入態勢を整備する。	表 区市町村 ○ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
0411	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	3	避難者の他地区への移送			表 区市町村 ○ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。	表 区市町村 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0412	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	4	衛生管理			(1) 避難所等の衛生管理 ○ 都は、避難所等に関する情報を集約し、その情報を区市町村等に提出することにより、避難所等の適正な衛生確保の支援を行う。 ○ 状況に応じて、区市町村及び都保健所が行う避難所等の管理に対する下記事項等の衛生管理指導の支援を行う。 ア 避難所の過密状況・衛生状態 イ 室内環境の状況 ウ トイレ、ゴミ保管場所等の衛生状態	(削る)
0413	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	4	衛生管理			(新設)	(1) 飲料水の安全等環境衛生の確保 表
0414	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	4	衛生管理			(新設)	(2) 食品の安全確保 表
0415	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	4	衛生管理			(新設)	(3) 衛生管理対策支援 ○ 都は、避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 ○ 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制体制についての助言・指導を区市町村に対して行う。
0416	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	4	避難所の開設・運営	4	衛生管理			(2) 公衆浴場の確保 ○ 都は、都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。	(4) 公衆浴場等の確保 ○ 区市町村は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 ○ 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。
0417	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保					第4節 災害時要援護者の安全確保	第5節 要配慮者の安全確保
0418	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保					○ 高齢者等災害時要援護者の安全確保については、都及び区市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。	○ 高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、区市町村の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
0419	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保					○ 都は、広域的な立場から災害時要援護者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、災害時要援護者の安全確保を図る。	○ 都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。
0420	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保					○ 区市町村は災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。	○ 区市町村は要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。
0421	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(1)	要配慮者対策の普及啓発	(1) 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の普及	(1) 要配慮者対策の普及啓発
0422	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(1)	要配慮者対策の普及啓発	○ 都は、区市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、平成12年(2000年)に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成し、整備を促進してきたが、平成16年(2004年)に発生した新潟県中越地震や福井豪雨災害で新たに顕在化した課題を踏まえて、平成19年(2007年)に両者を改訂した。	(削る)
0423	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(1)	要配慮者対策の普及啓発	(新設)	○ 都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、区市町村と連携した要配慮者の安全確保に努める。
0424	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(2)	避難支援の取組の強化	(2) 避難支援の取組の強化	(2) 避難支援の取組の強化
0425	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(2)	避難支援の取組の強化	○ 都は、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」に基づき、災害時要援護者の把握や避難支援プランの作成を働きかけるなど、区市町村における災害時要援護者対策の強化を支援する。	(削除)
0426	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(2)	避難支援の取組の強化	(新設)	○ 都は、要配慮者対策に係る指針に基づき、要配慮者の把握や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0427	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(2)	避難支援の取組の強化	(新設)	○ 特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。
0428	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(3)	防災行動力の向上	○ 都は、区市町村等と共同して、防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。	○ 都は、区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。
0429	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(5)	地域協力体制づくりの推進	(5) 消防のふれあいネットワークづくりの推進	(5) 地域協力体制づくりの推進
0430	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(5)	地域協力体制づくりの推進	○ 東京消防庁は、大規模災害時において周囲の状況変化に対し的確な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制(消防のふれあいネットワーク)づくりを推進する。 ア 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。 イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。	○ 東京消防庁は、避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。 ア 避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。 イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。
0431	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	1	地域における安全体制の確保	(6)	避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備	(新設)	(6) 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備 _(以下全文)_
0432	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	2	社会福祉施設等の安全対策			○ 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。	○ 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
0433	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(1)	要配慮者の安全対策	(1) 「災害時要援護者対策班」等の設置	(1) 「要配慮者対策班」等の設置
0434	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(1)	要配慮者の安全対策	○ 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる「災害時要援護者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区市町村の災害対策本部に災害時要援護者対策の担当部門を設置し、災害時要援護者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。	○ 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。 また、区市町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
0435	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(1)	要配慮者の安全対策	○ 都は、区市町村における災害時要援護者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「災害時要援護者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の災害時要援護者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。	○ 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。
0436	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(2)	福祉避難所の活用	(2) 二次避難所(福祉避難所)の活用	(2) 福祉避難所の活用
0437	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(2)	福祉避難所の活用	○ 区市町村は、社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。	○ 区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。
0438	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(3)	医療等の体制	○ 区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。	○ 区市町村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、東京DPATIによるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。
0439	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(4)	食糧等の確保	○ 都は、これまで、災害時要援護者等に配慮した食料の供給を図るため、クッキー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん・おかゆ)の確保を進めてきた。今後はさらに低蛋白米等の食品を確保する。	(削る)
0440	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(4)	食糧等の確保	(新設)	○ 都は、クッキー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん等)のほか、お粥(アルファ化米)やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者等に配慮した食料の供給を図る。
0441	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(5)	福祉機器等の確保	○ 区市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。	○ 区市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。
0442	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(6)	応急仮設住宅等	(6) 仮設住宅	(6) 応急仮設住宅等

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0443	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(6)	応急仮設住宅等	○ 都は、仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	○ 都は、応急仮設住宅等を供給するにあたり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
0444	3	災害応急・復旧対策計画	9	避難	5	要配慮者の安全確保	3	要配慮者の安全対策	(6)	応急仮設住宅等	○ 区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。	○ 区市町村は、入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。
0445	3	災害応急・復旧対策計画	10	救助・救急						(新設)	表 都港湾局 ○ 東京都営空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、消火救難業務実施要領等に基づき、関係機関とともに迅速かつ的確に救急医療活動を行う。	
0446	3	災害応急・復旧対策計画	10	救助・救急						(新設)	○ 東京消防庁所管外の市町村消防の救助・救急体制等 稲城市及び島しょの町村は、必要な救助・救急用資器材の整備・充実及び救助救急体制の確立を図り、災害時に迅速・的確な活動を行う。	
0447	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	1	初動期の医療体制			○ 都は、平成16年(2004年)に災害医療派遣チーム(以下「東京DMAT」という。)を発足させ、平成20年度現在17病院を指定しており、今後も充実を図る。	○ 都は、平成16年(2004年)に発足させた災害医療派遣チーム(以下「東京DMAT」という。)を擁する東京DMAT指定病院25病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
0448	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	1	初動期の医療体制			○ 災害の状況に応じ、災害発生現場等において多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。	○ 災害の状況に応じ、災害発生現場等において多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京消防庁と連携し東京DMATを派遣する。
0449	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	1	初動期の医療体制		(新設)	○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、区市町村や精神科病院等からの要請を受け、災害派遣精神医療チーム(以下「東京DPAT」という。)を派遣する。	
0450	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	1	初動期の医療体制			○ 区市町村の要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を区市町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。	○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を区市町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。
0451	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	2	東京DMATの活動			○ 東京DMATは、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施し活動する。	(削る)
0452	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	2	東京DMATの活動			○ 東京DMATの出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。	○ 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。
0453	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	2	東京DMATの活動			○ 都福祉保健局は、東京DMATチームが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。	○ 都は、東京DMATが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
0454	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	2	東京DMATの活動			○ 都福祉保健局は、災害現場の東京DMATチームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。	○ 都は、災害現場の東京DMATとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。
0455	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	2	東京DMATの活動		(新設)	[超急性期に想定される傷病者の流れ] 図	
0456	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	3	東京DPATの活動		(新設)	3 東京DPATの活動	
0457	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	3	東京DPATの活動		(新設)	○ 東京DPATは、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。	
0458	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	3	東京DPATの活動		(新設)	○ 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京DPATを派遣する。	
0459	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	3	東京DPATの活動		(新設)	○ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。	
0460	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	3	東京DPATの活動		(新設)	○ 他県からの応援DPATの受入れに当たっては厚生労働省（DPAT事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。	
0461	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成			3 都医療救護班等の編成	4 都医療救護班等の編成

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0462	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成			○ 都は、都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。	○ 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
0463	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成			(1) 都医療救護班（計203班） ア 都立病院 23班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) イ 都医師会 90班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) ウ 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) エ 災害拠点病院 58班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (2) 都歯科医療救護班 都歯科医師会 114班(歯科医師1名、歯科衛生士または歯科技	○ 都医療救護班（計219班） ア 都立・公社病院 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) イ 都医師会 94班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) ウ 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) エ 災害拠点病院 67班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) ○ 都歯科医療救護班 都歯科医師会 110班(歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工
0464	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成			○ 都は、災害時における迅速な医療活動を確保するため、都医療救護班に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。	(削る)
0465	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成		(新設)		○ 医療救護活動協力機関の活動内容 都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。 都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づき応急救護を行う。
0466	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	4	都医療救護班等の編成		(新設)		○ 職種による色の定め 都は、災害現場等における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニフォームなどを身に付けることとしている。 (赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務)
0467	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動			4 医療救護活動	5 医療救護活動
0468	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都福祉保健局 ○ 区市町村の要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。	表 都福祉保健局 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣
0469	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都福祉保健局 ○ 都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。	表 都福祉保健局 ○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣
0470	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都福祉保健局 ○ 都の能力のみでは十分ではないと認める場合には、八都県市相互応援協定等に基づき、他県市に応援を要請する。	表 都福祉保健局 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請
0471	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 日赤東京都支部 ○ 指定公共機関としての責務に基づき、都からの要請または自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。	表 日赤東京都支部 ○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。
0472	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都医師会 ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。	(削る)
0473	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都医師会 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請する。	表 都医師会 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣
0474	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都医師会 ○ 医師会が派遣する医療救護班の現場における医療活動は、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。	(削る)

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0475	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都歯科医師会 ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療活動に積極的に協力する。	(削る)
0476	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都歯科医師会 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請する。	表 都歯科医師会 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医師会を編成・派遣
0477	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都薬剤師会 ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、都が実施する医療救護活動等に積極的に協力する。	(削る)
0478	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都薬剤師会 ○ 都薬剤師会は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。	(削る)
0479	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 都柔道整骨師会	表 都柔道整復師会
0480	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があったときは、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
0481	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	○ 救護所において行う処置は、医師の指示により実施する。	○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
0482	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	表 献血供給事業団 ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。	(削る)
0483	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(1)	機関別活動内容	(新設)	表 献血供給事業団 ○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
0484	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(2)	医療救護班等の活動	(2) 医療救護活動マニュアル等に基づく医療救護活動の実施	(2) 医療救護班等の活動
0485	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(2)	医療救護班等の活動	○ 都は、「災害時医療救護活動マニュアル」及び「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき、医療救護活動を実施する。	○ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。
0486	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(3)	他区市等からの応援医療救護班の受け入れ	○ 都福祉保健局は、相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。	○ 都は、相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
0487	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(4)	医療救護所の設置等	○ 医療救護班は、区市町村が設置した医療救護所において医療救護活動を実施する。	○ 区市町村は、発災直後からおおむね超急性期まで、災害拠点病院などの近接地等に緊急医療救護所を設置する。
0488	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(4)	医療救護所の設置等	○ 設置する場所は原則として、500人以上の避難所、二次避難所(福祉避難所：災害時要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所)、医療機関、災害現場とする。	○ おおむね超急性期までは病院がない地域を中心に避難所医療救護所を設置し、また、おおむね急性期から慢性期までは、原則として、500人以上の避難所又は福祉避難所（一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所）などに設置する。
0489	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(7)	医療救護班の活動場所等	○ 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院などの医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における医療救護所の活動を中心とする。	○ 医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生し負傷者が殺到する病院などの緊急医療救護所の活動を中心とするが、その後は、避難所等における避難所医療救護所の活動を中心とする。
0490	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	5	医療救護活動	(7)	医療救護班の活動場所等	表	(削る)
0491	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保			5 医薬品・医療資器材の確保	6 医薬品・医療資器材の確保
0492	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 区市町村 ○ 災害時の医療救護班用として備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。	(削る)

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0493	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	表 区市町村 ○ 発災後速やかに災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置
0494	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	表 区市町村 ○ 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用
0495	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	表 区市町村 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
0496	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 都福祉保健局 ○ 都が編成する医療救護班用に備蓄している医薬品等を使用するとともに、区市町村の要請に対応する。	都 福祉保健局 ○ 都が編成する医療救護班用に備蓄している医薬品等を使用するとともに、区市町村医薬品・医療資機材が不足する場合には、要請に基づき、都の備蓄品を供給
0497	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 都福祉保健局 ○ 都の備蓄に不足が見込まれる場合は、東京都医薬品卸業協会等の団体に協力を要請する。	(削る)
0498	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	都 福祉保健局 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京都医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達
0499	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	都 福祉保健局 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
0500	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 都薬剤師会	表 都薬剤師会 地区薬剤師会
0501	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	(新設)	表 都薬剤師会 地区薬剤師会 ○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力
0502	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 都薬剤師会 地区薬剤師会 ○ 被災地内の薬剤師会支部は、区市町村の要請を受け、医薬品ストックセンターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。	表 都薬剤師会 地区薬剤師会 ○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での薬剤師の調整等を行う。
0503	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 都薬剤師会 地区薬剤師会 ○ 都薬剤師会は、東京都の要請を受け、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。	(削る)
0504	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 日赤東京都支部 ○ 平常時から常用品を多量に備蓄している日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資器材を医療セットとして携行する。	表 日赤東京都支部 ○ 医療救護活動に必要な医療資器材を医療セットとして携行する。
0505	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	1	初動医療体制	6	医薬品・医療資機材の確保	(1)	医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	表 日赤東京都支部 ○ 災害時の使用消耗資材の費用については、委託契約に基づき都に請求する。	(削る)
0506	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					第2節 後方医療体制	第2節 医療施設の基盤整備
0507	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					○ 都は、平常時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院等、災害時後方医療体制の充実強化を図る。	○ 都は、広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害拠点病院等、災害時後方医療体制の充実を図る。
0508	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					○ 災害時には、災害拠点病院のほか、一般の医療機関の空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図り、負傷者等の収容を行う。	○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
0509	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					(新設)	○ 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
0510	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					(新設)	○ 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0511	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					(新設)	○ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
0512	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					(新設)	○ 災害拠点精神科病院は、被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる。
0513	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備					(新設)	○ 災害拠点精神科連携病院は、被災病院の医療保護入院患者を受け入れる。
0514	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備						○ 災害拠点病院は、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重症者の医療を確保する。 (削る)
0515	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	2	医療施設の基盤整備						○ 都は、ヘリコプター緊急離着場が整備されていない災害拠点病院等について、オープンスペース等利用計画などに基づき、病院の近隣に緊急離着場の適地を確保していく。 (削る)
0516	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			○ 区市町村は、地区医師会等の協力を得て、医療機関の活動状況等を把握する。	○ 区市町村は、地区医師会等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や医療救護班の活動状況等を把握する。
0517	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			○ 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努めるとともに、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。	○ 区市町村は、管内の医療機関や医療救護所との連絡体制の確立に努めるとともに、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
0518	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			○ 都は、災害拠点病院及び救急告示医療機関から、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム等により医療機関の活動状況等を把握する。 (削る)	
0519	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			○ 都は、必要に応じて、区市町村、都医師会等の協力を得て、医療機関の活動状況等の報告を求める。	○ 都は、区市町村、東京消防庁、災害拠点病院等の医療機関、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム等により被災状況及び活動状況等を収集する。
0520	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			(新設)	○ 東京都災害対策本部が設置された場合には、都福祉保健局は、東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動を統括・調整する。また必要に応じて、二次保健医療圏の医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターが圏域内の医療救護活動を統括・調整する。
0521	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			(新設)	○ 区市町村は、必要に応じて医療救護活動拠点を設置し、区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動を統括・調整する。
0522	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			(新設)	表
0523	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			(新設)	表
0524	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			図	(削る)
0525	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	3	情報連絡・傷病者の搬送体制	1	情報連絡体制			(新設)	図
0526	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	1	遺体取扱いの流れ			図	図
0527	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(1)	遺体の搜索	表 警視庁 ○ 身元不明死体については、人相・所持品・着衣・特徴等の写真撮影、指紋・DNA型鑑定資料を採取するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。	表 警視庁 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
0528	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(1)	遺体の搜索	表 期間の延長（特別基準） ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。	表 期間の延長（特別基準） ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0529	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	(新設)	表 都福祉保健局 ○遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
0530	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	イ 遺体収容所の設置	イ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容
0531	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	(新設)	表 区市町村 ○遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○都及び警視庁(各所轄警察署)と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○遺体の腐敗防止に努める。
0532	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	ウ 遺体収容所での活動表	(削る)
0533	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	エ 遺体処理の期間等	ウ 遺体処理の期間等
0534	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	2	搜索・収容等	(3)	遺体収容所の設置とその活動	表 ○遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり5,000円以内 ○遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり3,300円以内(平成18年度基準)	表 ○遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり5,400円以内 ○遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり3,500円以内(令和元年度基準)
0535	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(2)	検視・検案に関する機関別活動内容	表 警視庁 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。	表 警視庁 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
0536	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(2)	検視・検案に関する機関別活動内容	(新設)	表 区市町村 ○遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○検視・検案は、同一の場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
0537	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(3)	検視・検案に関する機関別協力内容	(新設)	表 日本法医学会 ○都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力
0538	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(7)	都民への死亡者に関する情報提供	(7) 都民への情報提供	(7) 都民への死亡者に関する情報提供
0539	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(7)	都民への死亡者に関する情報提供	○都は、区市町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。	(削る)
0540	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(7)	都民への死亡者に関する情報提供	(新設)	表
0541	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(9)	遺体の身元確認	表 警視庁 ○「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。	表 警視庁 ○「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。
0542	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(9)	遺体の身元確認	(新設)	表 警視庁 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。
0543	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(9)	遺体の身元確認	(新設)	表 区市町村 ○警視庁(身元確認班)により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね一週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○引取人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0544	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(10)	遺体の遺族への引き渡し	○ 遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁(各所轄警察署)及び区市町村が協力して行う。 ○ 区市町村職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。	(削る)
0545	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(10)	遺体の遺族への引き渡し	(新設)	表
0546	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	4	遺体の搜索・処理等	3	検視・検案・身元確認等	(11)	死亡届の受理、火葬許可証等の発行等	表 都 ○ 必要な支援措置を講ずる。	表 都総務局 ○ 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる
0547	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等					(新設)	遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。
0548	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	1	火葬特例の適用・許可証発行について			1 火葬許可の特例	1 火葬特例の適用・許可証発行について
0549	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	1	火葬特例の適用・許可証発行について			(新設)	表
0550	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	1	火葬特例の適用・許可証発行について			○ 火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。	(削る)
0551	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			○ 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部(福祉保健局)に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ○ 区市町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。	(削る)
0552	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	表 福祉保健局 ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備
0553	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			表 福祉保健局 ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。	表 福祉保健局 ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知
0554	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			表 福祉保健局 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援・協力を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。	表 福祉保健局 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。 また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請
0555	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			表 福祉保健局 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。	表 福祉保健局 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼
0556	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			表 福祉保健局 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。	表 福祉保健局 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請
0557	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	表 建設局 ○ 管理する火葬場(瑞江葬儀場)や都納骨堂での受け入れを実施 ○ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言
0558	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			表 区市町村 ○ 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。	表 区市町村 ○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保
0559	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請
0560	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。	○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
0561	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。	○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0562	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。	○ 遺体の搬送に必要な車両を確保
0563	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請
0564	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	火葬体制 (図)
0565	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	2	広域火葬の実施			(新設)	○ 区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。 ○ 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。
0566	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	3	身元不明遺体の取扱い等			3 身元不明遺体の取扱い等 表	(削る)
0567	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	5	火葬等	4	死亡者に関する広報			4 死亡者に関する広報 ○ 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。 ○ 区市町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民への情報提供を行う体制の条件整備に努める	(削る)
0568	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立			1 防疫活動	1 防疫体制の確立
0569	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立			○ 防疫班、隔離消毒班、防疫検水班(区)及び水の安全パトロール班(都)を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。	(削る)
0570	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立			(新設)	○ 被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。
0571	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(1)	対策内容と役割分担	(1) 役割分担	(1) 対策内容と役割分担
0572	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(1)	対策内容と役割分担	表	(削る)
0573	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	表
0574	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(2) 防疫班等の編成	(2) 各班の役割
0575	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	○ 区市町村は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成する。 ○ 都は、状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導、調整を行う。	(削る)
0576	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	表
0577	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	○ 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
0578	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	○ 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
0579	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	○ 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0580	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	○ 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、区市町村と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。 ・ 都食品衛生指導班(計41班 食品衛生監視員2名/班で編成) 本庁（都福祉保健局健康安全部）：4班 都保健所：12班 健康安全研究センター：15班 市場衛生検査所：5班 食肉衛生検査所：5班 ・ 区市食品衛生指導班(区市の食品衛生監視員で編成)
0581	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(2)	各班の役割	(新設)	○ 都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する
0582	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(3)	感染症対策	(3) 防疫業務の実施基準	(3) 感染症対策
0583	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(3)	感染症対策	(3) 防疫作業の実施基準 ア 健康調査及び健康相談等 ○ 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。 (中略) オ 感染症予防のための広報及び健康指導 ○ 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。	(削除)
0584	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	1	防疫体制の確立	(3)	感染症対策	(新設)	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ○ 都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 区市町村は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。 ○ 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く）区市町村は都保健所を通じて、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。 ○ 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。
0585	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	3	保健活動	(2)	保健活動班の活動内容	○ 保健活動班は、水の安全パトロール班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。	○ 保健活動班は、環境衛生指導班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
0586	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	4 地域精神保健活動
0587	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 都は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。
0588	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 都は、被災状況に応じて、東京DPAT登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT事務局）を通して、他県DPATへも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
0589	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 都は、被災区市町村の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0590	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等との連携により支援を行う。
0591	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
0592	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
0593	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 都は、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
0594	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	4	地域精神保健活動			(新設)	○ 都立の3つの精神保健センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。
0595	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保			4 メンタルヘルスクア	5 精神医療体制の確保
0596	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保			○ 都は、精神障害者・精神疾患患者への対応として都立病院及び民間精神科病院との協力による精神医療体制を展開する。	(削る)
0597	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保			(新設)	○ 都及び区市町村は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
0598	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	(1) 精神障害者・精神疾患患者対策	(1) 入院患者対策
0599	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	ア 入院患者対策	(削る)
0600	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	○ 被災した精神科病院の入院患者については、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。	○ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。 また、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。
0601	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	(新設)	○ 転院については、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。
0602	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	(新設)	○ 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
0603	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	(新設)	○ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。
0604	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	イ 通院患者対策 ○ 被災の状況により通院が困難になった患者に対して、巡回精神相談チームが対応する。 ○ 都及び区市町村は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。	(削る)
0605	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(1)	入院患者対策	ウ 措置患者対策 ○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。 ○ 措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後民間精神科病院等の協力を得て患者を転送する。 ○ 近県市の病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。	(削る)
0606	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(2)	措置患者対策	(2) メンタルヘルスクア	(2) 措置患者対策

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0607	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(2)	措置患者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、保健活動班を編成し、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。 ○ 都は、被災精神障害者の継続的医療の確保に努める。 ○ 都及び特別区は、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを必要に応じて避難所等へ派遣する。 ○ 巡回精神相談チームは保健活動班との連携に努める。 ○ 都は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区市町村へ提供する。 ○ 都及び区市町村は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 	(削除)
0608	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(2)	措置患者対策	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。 ○ 措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
0609	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(3)	通院患者対策	(3) 近京市の精神保健医療従事者の受け入れ	(3) 通院患者対策
0610	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(3)	通院患者対策	○ 都は、必要に応じて近京市の精神保健医療従事者の派遣を要請し、受け入れの調整を行う。	○ 都及び区市町村は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
0611	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(3)	通院患者対策	(4) 連絡調整	(削る)
0612	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	5	精神医療体制の確保	(3)	通院患者対策	○ 都は、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。	(削る)
0613	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応			5 透析患者等への対応	6 透析患者等への対応
0614	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応	(1)	透析患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、東京都透析医会等の協力を受け、日本透析医会ネットワークホームページやメーリングリスト等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関等の受入調整の状況を確認する。各ネットワーク及び部に集約された災害時の透析医療情報は、「東京都災害医療コーディネーター」（災害時における医療救護活動の助言等を行う）と共有し、区市町村、医師会等に対し、情報を提供する。 ○ 都は、都内での透析医療確保が困難であると判断した場合、厚生労働省に報告するとともに、他の地方自治体に患者受け入れを要請する。 また、東京都透析医会と区市町村と相互に連絡を取り合って情報を共有し、患者搬送について関係機関と調整する。 	
0615	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応	(1)	透析患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。 	
0616	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応	(1)	透析患者への対応	図	(削る)
0617	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応	(1)	透析患者への対応	(新設)	図
0618	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	6	透析患者等への対応	(2)	在宅難病患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行うとともに、災害時には、区市町村、医療機関及び近京市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。 ○ 都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。
0619	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護			<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、動物愛護の観点から、負傷または放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。
0620	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(1)	被災地域における動物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、区市町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷または放し飼い状態の動物等の保護を行う。 	(削る)
0621	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(1)	被災地域における動物の保護	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
0622	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(1)	被災地域における動物の保護	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
0623	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(1)	被災地域における動物の保護	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。
0624	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(2)	「動物保護班」「動物医療班」の編成	(2) 避難所における動物の適正な飼育	(2) 「動物保護班」「動物医療班」の編成

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0625	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(2)	「動物保護班」「動物医療班」の編成	○ 都は、区市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ウ 他県市への連絡調整及び要請	(削る)
0626	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(2)	「動物保護班」「動物医療班」の編成	(新設)	○ 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目標に班の充実を図る。 ○ 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
0627	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(2)	「動物保護班」「動物医療班」の編成	(新設)	○ 「動物保護班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。
0628	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(2)	「動物保護班」「動物医療班」の編成	(新設)	○ 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。
0629	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	(3) 動物愛護の活動方針	(3) 避難所における動物の適正な飼養
0630	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	○ 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。	(削る)
0631	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	○ 都は、「動物保護班」「動物医療班」を編成し、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。	(削る)
0632	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	○ 都は、「動物救援本部」を支援するため、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」による応援及び活動拠点の提供を行う。	(削る)
0633	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	(新設)	○ 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼育を指導する。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ウ 他県市への連絡調整及び要請
0634	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	(4) 「動物保護班」「動物医療班」の編成	(削る)
0635	3	災害応急・復旧対策計画	11	医療救護対策	6	防疫、保健衛生及び動物愛護	8	動物愛護	(3)	避難所における動物の適正な飼養	○ 発災直後には、都動物愛護相談センターに「動物保護班」「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目標に班の充実を図る。	(削る)
0636	3	災害応急・復旧対策計画	12	緊急輸送対策	1	輸送車両等の確保	1	車両の確保	(1)	調達	表 都財務局 4 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。	表 都財務局 4 四輪駆動車 レンタカー会社から調達する。
0637	3	災害応急・復旧対策計画	12	緊急輸送対策	1	輸送車両等の確保	1	車両の確保	(1)	調達	表 区市町村 ○ 都の計画に競合しないよう、調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確しておく。なお、災害時において、区市町村の所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。	表 区市町村 ○ 調達先及び調達予定数を区市町村地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。
0638	3	災害応急・復旧対策計画	12	緊急輸送対策	1	輸送車両等の確保	2	船舶の確保	(1)	調達	(新設)	表 都 ○ 都建設局は、使用可能な都建設局所有の水の上バスを都本部へ報告する。
0639	3	災害応急・復旧対策計画	12	緊急輸送対策	1	輸送車両等の確保	3	ヘリコプター等の確保	(1)	調達	都各局が必要とするヘリコプター等	都福祉保健局以外の各局が必要とするヘリコプター等
0640	3	災害応急・復旧対策計画	12	緊急輸送対策	1	輸送車両等の確保	3	ヘリコプター等の確保	(2)	配分及び離着陸	表 都 ○ 都各局は、東京都ヘリポートまたは東京都調布飛行場を使用するときは、港湾局へ施設の使用を申請する。また、他の施設を利用するときは、都本部の指示に基づき使用する。	(削る)
0641	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備 (1) 対策内容と役割分担
0642	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	都は、区市町村が実施する罹災証明交付手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0643	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	表
0644	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	(2) 詳細な取組内容
0645	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	<p>«都総務局»</p> <p>○ 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで、一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討する。</p>
0646	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
0647	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。
0648	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	<p>○ 区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。</p> <p>また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。</p> <p>さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、応援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。</p>
0649	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	<p>«東京消防庁»«区市町村»</p> <p>○ 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや業務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。</p>
0650	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。
0651	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	<p>○ 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。</p> <p>○ 区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p>
0652	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	(2)	詳細な取組内容	(新設)	<p>«都主税局»</p> <p>○ 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局と連携を図る。</p>
0653	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	2 罹災証明書の交付準備 (1) 対策内容と役割分担
0654	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
0655	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	表
0656	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(2)	業務手順	(新設)	(2) 業務手順
0657	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(2)	業務手順	(新設)	図
0658	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	(3) 詳細な取組内容
0659	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	<p>«都総務局»</p> <p>○ 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。</p>

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0660	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	○ 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行なう。
0661	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	○ 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行なう。
0662	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	《東京消防庁》 ○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。
0663	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
0664	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
0665	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
0666	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	2	罹災証明書の交付準備	(3)	詳細な取組内容	(新設)	○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
0667	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	3 罹災証明書の交付 （1）対策内容と役割分担
0668	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。
0669	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(1)	対策内容と役割分担	(新設)	表
0670	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	（2）詳細な取組内容
0671	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	《都総務局》 ○ 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行なう。 また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行なう。
0672	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 都は、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。
0673	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	《東京消防庁》 ○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。
0674	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
0675	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。 また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
0676	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。
0677	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0678	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	3	罹災証明書の交付	(2)	詳細な取組内容	(新設)	○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。
0679	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	4	生活相談			1 生活相談	4 生活相談
0680	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	4	生活相談			(新設)	表 都 ○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
0681	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	4	生活相談			表 都生活文化スポーツ局	表 都生活文化局
0682	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	4	生活相談			表 都生活文化局 ○ 常設の都民相談窓口併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。	表 都生活文化局 ○ 常設の都民相談窓口、又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
0683	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	4	生活相談			表 区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。	表 区市町村 ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
0684	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	5	災害弔慰金等の支給			2 災害弔慰金等の支給	5 災害弔慰金等の支給
0685	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	5	災害弔慰金等の支給			○ 都福祉保健局は、災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。	○ 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
0686	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	5	災害弔慰金等の支給			○ 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。	○ 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。
0687	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	6	災害援護資金等の貸付			3 災害援護資金の貸付	6 災害援護資金等の貸付
0688	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	6	災害援護資金等の貸付			○ 都福祉保健局は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない災害時には低所得世帯に生活福祉資金を対象に貸し付ける。	○ 都福祉保健局・区市町村は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
0689	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	6	災害援護資金等の貸付			○ 都福祉保健局は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。	○ 都福祉保健局・東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。
0690	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	7	職業のあっせん			4 職業のあっせん	7 職業のあっせん
0691	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	7	職業のあっせん			表 東京労働局 ○ 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。	表 東京労働局 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
0692	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	8	租税の徴収猶予及び減免等			5 租税の徴収猶予及び減免等	8 租税の徴収猶予及び減免等
0693	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	9	その他の生活確保			6 その他の生活確保	9 その他の生活確保
0694	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	9	その他の生活確保			(新設)	表 都港湾局 ○ 東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する制度 ・ 東京都の区域内において発生した、都営空港を離着陸する航空機による事故の被害者に対し、東京都営空港条例に基づき、住宅の建替え及び修繕などの生活再建を支援するための資金を支給する。
0695	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	9	その他の生活確保			表 郵便事業、郵便局	表 日本郵便

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0696	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	1	被災者の生活確保	9	その他の生活確保			表 郵便事業、郵便局 ○ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。	○ 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
0697	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い					第4節 義援金品の配分	第4節 義援金等の取扱い
0698	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	1	義援金募集の検討			1 義援金品募集の検討	1 義援金募集の検討
0699	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	1	義援金募集の検討			○ 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。	○ 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。
0700	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	2	東京都義援金配分委員会の設置			2 義援金品募集配分委員会の設置	2 東京都義援金配分委員会の設置
0701	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	2	東京都義援金配分委員会の設置			○ 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会(以下、本節において「委員会」という。)を設置する。	○ 義援金を、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会(以下、本節において「都委員会」という。)を設置する。
0702	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	2	東京都義援金配分委員会の設置			○ 委員会は、次の事項について審議し、決定する。 (1) 被災区市町村への義援金品の募集・配分計画の策定 (2) 義援金品の受付・配分に係る広報活動 (3) その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項	○ 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。 (1) 被災区市町村への義援金配分計画の策定 (2) 義援金の受付・配分に係る広報活動 (3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
0703	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	2	東京都義援金配分委員会の設置			○ 委員会は、都、区市町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成する。	○ 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。
0704	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			3 義援金品の受付・募集	3 義援金の募集・受付
0705	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 都福祉保健局、都知事本局	表 都福祉保健局
0706	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			(新設)	表 都福祉保健局 ○ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
0707	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 都福祉保健局 ○ 都福祉保健局において受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。	(削る)
0708	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 都福祉保健局 ○ 都福祉保健局が受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。	表 都福祉保健局 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
0709	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 都福祉保健局 ○ 都福祉保健局は、義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。	表 都福祉保健局 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。
0710	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			(新設)	表 都福祉保健局 ○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。
0711	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			(新設)	表 都福祉保健局 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0712	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 都福祉保健局 ○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、都知事本局（秘書部）において受け付ける。	（削る）
0713	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	表 区市町村 ＜区市町村独自の義援金＞ ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。
0714	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	表 区市町村 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
0715	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 区市町村 ○ 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。	（削る）
0716	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 区市町村 ○ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。	表 区市町村 ＜都の義援金募集への協力＞ ○ 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
0717	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 区市町村 ○ 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。	表 区市町村 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
0718	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	表 日赤東京都支部 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。
0719	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			表 日赤東京都支部 ○ 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。	（削る）
0720	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（注）義援品は、原則として受け付けない。	（注）義援物資は、原則として受け付けない。
0721	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	表 都総務局、関係機関等
0722	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	○ 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部（都総務局）にて受け付ける。
0723	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	○ 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。
0724	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	○ 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。
0725	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	3	義援金の募集・受付			（新設）	○ 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。
0726	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	4	義援金の配分			4 義援金品の保管及び配分	4 義援金の配分
0727	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	4	義援金の配分			表 都福祉保健局 ○ 受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 受領した義援品は、配分計画に基づき、速やかに被災区市町村へ送付する。 ○ 送付体制については、生活必需品等の配布の例に倣い、検討する。 ○ 被災区市町村へ送付するまでの間の義援品の一時保管場所は、都備蓄倉庫等とする。	表 都福祉保健局 ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催する。 ○ 義援金の送金 都委員会で決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。 ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0728	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	4	義援金の配分			表 区市町村 1 義援金 ○ 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 ○ 被災区市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 2 義援品 ○ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。	表 区市町村 <都委員会からの受入れ> ○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 <義援金の支給> ○ 被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
0729	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	4	義援金の配分		(新設)		表 日赤東京都支部 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。
0730	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	5	義援物資の取扱い		(新設)		5 義援物資の取扱い
0731	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	5	義援物資の取扱い		(新設)		○ 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
0732	3	災害応急・復旧対策計画	13	応急生活対策	4	義援金等の取扱い	5	義援物資の取扱い		(新設)		○ 都福祉保健局・区市町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
0733	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	1	活動態勢	(1)	非常災害対策本(支)部の設置	○ 災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。	○ 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
0734	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	1	活動態勢	(1)	非常災害対策本(支)部の設置	○ 本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。	○ 本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。 また、支部は、支社、その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
0735	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	1	活動態勢	(2)	要員の確保	○ 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。	○ 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。
0736	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	1	活動態勢	(3)	情報連絡活動	○ 本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被書店所本部から収集する。	○ 本社本部は、定期的に諸情報を被書店所本部から収集する。
0737	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	2	応急対策	(1)	資材の調達・輸送	ア 資材の調達 ○ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。 (ア) 第一線機関等相互の流用 (イ) 本店本部に対する応急資材の請求	ア 資材の調達 ○ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。 (ア) 第一線機関等相互の流用 (イ) 本社本部に対する応急資材の請求
0738	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	2	応急対策	(3)	災害時における応援の組織・運営	○ 本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支所等の災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。	○ 本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支所等の災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。
0739	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	2	応急対策	(4)	応急工事	○ 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。	○ 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。
0740	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	2	応急対策	(5)	災害時における電力の融通	○ 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。	○ 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
0741	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	2	応急対策	(6)	その他	○ 災害が極めて大きく、管内の工事に余力のない場合、または工事を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。	○ 災害が極めて大きく、管内の工事に余力のない場合、又は工事を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。 なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

No.	部	部タイトル	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	目	目タイトル	旧	新
0742	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	1	電気施設	3	復旧対策			○ 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。	○ 本復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。
0743	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	3	水道施設	2	配水施設			2 配水施設 ○ 復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもちに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。	2 配水施設 ○ 復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位をもちに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
0744	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	4	下水道施設					疎通	流下及び処理
0745	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	5	通信施設	2	応急対策			○ 非常召集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確認し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。	○ 災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確認し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。
0746	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	5	通信施設	3	復旧対策			○ 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。	(削る)
0747	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	5	通信施設	3	復旧対策		(新設)		○ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。 ○ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
0748	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	7	空港施設				(新設)		○ 東京都管空港内において航空機の事故が発生した場合、各空港管理事務所は滑走路、誘導路、エプロン、その他施設を点検し、被害状況を把握するとともに、速やかに復旧作業を行い、関係機関と調整のうえ空港機能の早期回復を図る。
0749	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	8	鉄道施設					表 都交通局 ○ 動員体制 別に定める緊急時の動員体制により、事故の規模に応じた職員を動員し、場合によっては請負業者の応援を得て、緊密な連絡の下に復旧体制を整える。	表 都交通局 ○ 動員体制 別に定める緊急時の動員体制により、事故の規模に応じた職員を動員し、場合によっては協力会社の応援を得て、緊密な連絡の下に復旧体制を整える。
0750	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(1)	停電時の措置	○ 自家発電装置が被害により機能しない場合は、東京消防庁に連絡し、照明電源車の出動を要請する。	(削る)
0751	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(2)	給水不能時の措置	○ 緊急時、給水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都水道局に連絡し、緊急給水(給水車等)を要請する。	○ 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、都水道局に緊急給水(給水車等)を要請する。
0752	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(3)	一般回線不通時の措置	(3) ボイラー使用不能時の措置	(削る)
0753	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(3)	一般回線不通時の措置	○ 医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPGまたは固形燃料等に切り替えそれぞれ処理する。	(削る)
0754	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(3)	一般回線不通時の措置	(新設)	(3) 一般回線不通時の措置
0755	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(3)	一般回線不通時の措置	(新設)	○ 衛星通信機器等を活用し、病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。
0756	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(5)	職員参集上の措置	(5) 応援要請	(削る)
0757	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(5)	職員参集上の措置	○ 本庁をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的物的応援を要請する。	(削る)
0758	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(5)	職員参集上の措置	(新設)	(5) 職員参集上の措置
0759	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	1	都立病院	(5)	職員参集上の措置	(新設)	○ 病院経営本部緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。
0760	3	災害応急・復旧対策計画	14	公共施設等の応急・復旧対	9	社会公共施設等	3	社会福祉施設等			○ 施設独自の復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「災害時要援護者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。	○ 施設独自の復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。